

第 42 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 42 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年7月22日（火）14：59～18：07

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

- (1) 農村の振興に関する施策②及び団体の再編整備に関する施策についての検証
(基本法第36条及び第38条)
- (2) 委員指摘事項について
- (3) その他

3. 閉 会

【配付資料一覧】

- 資料1 農村の振興に関する施策②及び団体の再編整備に関する施策についての検証（基本法第36条及び第38条）

（資料1 関連資料）

- 資料2－1 都市と農村の交流等に関する資料
資料2－2 都市と農村の交流等に関する資料（参考資料）
資料2－3 団体の再編整備に関する資料
- 資料3－1 多面的機能支払交付金に関する委員指摘に対する資料
資料3－2 農業労働力に関する委員指摘に対する資料
資料3－3 新たな需要の開拓に関する委員指摘に対する資料
資料3－4 鳥獣被害対策等に関する委員指摘に対する資料
資料3－5 省エネルギー対策に関する委員指摘に対する資料
- 資料4 委員提出資料

午後2時59分 開会

○政策課長 こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、松永委員及び藻谷委員が所用によりご欠席ということでございます。また、香高委員が所用により遅れてのご出席と承っております。

現時点での出席委員数でございますが、武内委員は間もなく着席されると承知しておりますが、武内委員も加えまして13名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1ですけれども、これを満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は18時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」となっております。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方はここでご退室をお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧をご覧くださいと思います。

本日の配付資料ですけれども、議事次第、配付資料一覧のこの紙、企画部会委員名簿に加えまして、資料1、資料2-1から2-3、資料3-1から3-5、それから資料4となつてございます。また、委員の皆様方には参考資料を綴じたファイルを机の上に置かせていただいております。ご確認をいただきまして、もし不足している資料がございましたら、お近くの事務局員まで声をおかけください。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、本日付で当省の人事異動がございました。官房長が佐藤一雄となるなど新たな体制となりましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題2の「新たな食料・農業・農村基本計画について」には(1)から(3)までの項目がございます。事務局からまとめて説明していただき、その後意見交換を行います。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 資料1をご覧ください。現行基本計画の検証につきましては、食料・農業・農村基本法の条文ごとに検証を進めてきてございます。表紙にございますように、本日は農村の振興に関する施策の2回目ということで②、それから団体の再編整備に関する施策についての検証として第38条についてご議論をいただきます。

なお、基本法の第37条でございますけれども、行政組織の整備等ということでございますので、今回は省略をしてございます。

では、農村振興局からお願いをいたします。

○農村振興局長 農村振興局長の三浦でございます。前回に引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。

まず資料1をご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきまして、大きい紙の1ページでございます。

都市と農村の交流等でございます。

まず第36条の第1項にありますように、都市と農村の交流は、国民の農業・農村に対する理解と関心を深めますとともに、健康的でゆとりのある生活の実現に資する取組と位置づけられております。

それから第2項にありますように、都市農業につきましては、これは営農活動が都市住民の近隣で行われているという特性を生かしまして、生鮮野菜等の供給、あるいは緑、景観、レクリエーションの場、防災空間の場の提供など多様な役割を果たしております。

第36条は、こうした観点から都市と農村の交流の推進、それから都市農業の振興について施策の基本方向を明らかにしているものでございます。

これを受けまして、現行の基本計画では新たな交流需要の創出や、農村に関心を持つ都市部人材の確保、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用、都市農業の振興等のための施策を進めていくこととされております。

その下の情勢の変化についてでございますけれども、これは都市農村交流に関する3つの指標を掲げております。交流人口、市民農園区画数、訪日外国人旅行者数は、いずれも増加傾向にあるということでございます。

このような情勢変化がどういった背景で進行してきたのかといったこと、あるいは施策の展開につきまして資料2-1を用いましてご説明したいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

資料2-1でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページは基本法制定以降の都市農村交流の変遷について説明したものでございます。

先ほど申しましたとおり、基本法におきましては都市農村交流の役割として国民の農業・農村に対する理解の醸成、それから健康的でゆとりある生活といった規定を置いております。その後、都市住民等の農村への関心が高まる中で、都市農村交流が地域活性化のための手法として注目されるようになってまいりました。そうした中で、平成19年には農山漁村活性化法が制定されたところでございます。

同法に基づきまして、定住や地域間交流のために必要な施設整備を支援する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といった施策が活用されてきたところでございます。また、各種のソフト事業により支援を行ってきたということで、こうした流れの中で交流人口は一定程度増加してきているということでございます。

一方、前回の部会でもご説明申しましたが、農山漁村では都市部に先駆けて人口の減少、高齢化が進行しております。こうした中で社会情勢の潮流の変化の動きも見られるところでありまして、こうした点を踏まえて、今後の都市農村交流のあり方を検討する必要があるという認識でございます。

具体的には、その右側の四角に書きました3点でございます。

第1に、農業・農村への関心の高まりでございます。U I Jターンなど若者を含めた都市住民の、いわゆる「田園回帰」などと称される関心の高まりが見られます。

第2に、農業・農村をめぐるニーズの高まりでございます。訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みなど観光との連携をはじめ、教育、福祉などの他分野と農業との連携のニーズが高まっております。

第3に、農村部における多様な人材のポテンシャルを生かす動きであります。女性、若者、高齢者が有する知見や感性を生かした6次産業化等への取組も見られるところでございます。

こうした動きを具体的に説明したのが資料の3ページ以降でございます。

3ページは、「空気がきれい」ですとか、「土地・住宅の価格が安い」といった農村に

対するイメージ、それから空き家バンクを活用した農村部への移住の年齢層を見ると、60代と並んで30代が多いといった状況を示しております。

それから、5ページ以降は各省との連携のプロジェクトについて説明しております。5ページは教育との連携ということで、子ども農山漁村交流プロジェクトについて説明しております。

また、6ページにおきましては福祉分野との連携といたしまして、高齢者や障害者の健康づくりや就労の場としての福祉農園の整備等を内容とするプロジェクトについて説明しております。

7ページは、観光との連携についてでございます。

都市農村交流は所得と雇用の確保にも寄与するといったことを示しておりまして、近年観光農園や農家レストランなど観光関連施設の売上や事業体数が増加傾向にあるということでございます。また、本年1月、観光庁と当省との間で「農観連携の推進協定」を締結しております。これが8ページについております。両省庁が連携いたしまして、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進することとしております。

9ページは、訪日外国人旅行者についての資料でございます。農山漁村への関心が高まっていること、あるいはこういった旅行者は支出額が多いといった点で大きなポテンシャルを有するというを示したものでございます。

10ページは人材の活用についてでございます。前回も触れましたけれども、当省の「田舎で働き隊」という施策がございます。これで派遣された若者の多くが任期終了後も定住するといった動きがございます。

また、農産物加工、観光農園等の分野では女性の役割が大きいということを示したのが11ページでございます。

13ページ以降、都市農村交流について示しております。都市農業については、新鮮で安全な農産物の供給ですとか、農業体験や交流の場として都市農業が多様な役割を果たしているということから、大都市圏においても、次の14ページにありますように、住民が都市農業や都市農地の保全に対して肯定的な意見を持っているという傾向が示されております。

恐縮ですが2ページに戻っていただきまして、「都市農村交流のステージ」というタイトルの資料でございます。

都市農村交流と一口に申しまして、都市住民の関心、受入れ地域の状況、意欲などに応じて多様な形態がございます。観光農園体験などの一時的な滞在から二地域居住、ひい

では移住・定住へとつながるような取組へと発展していくというプロセスが望ましいと考えております。

また、施策の面でも都市農村交流を所得と雇用の確保につなげることができるように、6次産業化、経営の高度化・多様化と関連づけながら推進していくという必要がございます。

以上のような前提で恐縮ですが、資料1、大きい資料のほうに、もう一度戻っていただきまして、「これまでの評価と課題」のところを見ていただきたいと思います。

この農村地域の人口減少・高齢化が大きな課題となる中で、今後、都市農村交流を一過性の取組に終わらせるのではなくて、どのように農村地域の所得・雇用の確保に結びつけるか、さらには農村地域への移住・定住にどのようにつなげていくのかといった観点から施策のあり方を見直していく必要があると考えております。

こうした中では、訪日外国人旅行者の受け入れも含めたグリーン・ツーリズムの推進など、観光、教育、福祉等と農業との連携を一層促進すること、また、都市部の人材、若者・女性の視点を取り入れて農村の地域資源を活用した内発的な経済活動を促し定着させていくこと等によりまして、関係省庁と連携しながら新たな需要を創出して、地域の活性化に結びつけていくための方策を検討していく必要があると考えております。

また、都市農業につきましては、その多様な機能に対する都市住民の評価が高まってきているということを踏まえまして、都市住民が農村への関心を持つ契機としての側面にも着目して今後の施策のあり方を検討する必要があると考えております。

この部分についての説明は、以上でございます。

○経営局長 続きまして経営局でございます。

資料1の2ページをご覧くださいと思いますが、ここは「団体の再編整備」という部分でございます。これは基本法の第38条に規定をしております。上の四角でございますように「国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずる」ということが基本法の中に書いてございます。

現在の基本計画の中では、農協、それから農業委員会、それから共済団体、土地改良区等、それぞれにつきまして本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、その効率的な再編整備を推進するということが書かれております。

下のフローチャートでございますけれども、一番下からご覧いただきたいと思います。

まず、農協の部分でございませけれども、左下のところに「信用・共済事業の改革」と書いてございませ。これは、まず平成8年、これは住専問題の後ということですがけれども、農協改革2法というのが出されておりませして、農林中金と信連が統合できるようにするということの改正。

それから、平成13年。これは平成14年からペイオフが解禁になるということで、その前に信用事業の体制をきちんと整えるということで、このときも農協改革の2法というのをやっております。JAバンクシステム、これをつくるためにJAバンク法という法律を整備して、農林中金に強力な指導権限を付与するといったことをやっております。

それから平成16年は、これは共済事業の改革でして、保険会社と同じレベルの法的な規制を導入しております。

こういった信用事業、共済事業につきましては、人の金を預かるという公的な仕事をやっておりますので、銀行ですとか保険会社と同じような法的な規制を順次導入してきてみると、こういうことですが、一方で上のほうの経済事業の改革を見ていただきますと、農協におきましては農家の協同組織ですから経済事業のところで組合員である農家にメリットを出すと、これが本来の中身になります。

この信用事業、共済事業の改革を行う際にも、これとあわせまして農林水産省の中で検討会を開きませして、経済事業をどうするかという方向性を出しております。

まず平成12年の11月、この検討会を見ていただきますと、農協は農家の協同組織でありますので、組合員の所得の向上を図ると、これが存在理由である。

そのために担い手の意向を反映して地域農業振興戦略をきちんと立てて、営農支援と販売活動を適切にやる。

それから、担い手のニーズに対応したことをやるといったことが書いてございませ。

それから、平成15年でございませが、このときの研究会では、まず理念として農協は民間の経済主体ですので競争が必要なことを自覚して、この競争社会を生き抜くための経営感覚を持っていただいて、農家からも消費者からも選択される農協に改革をするんだということが書いてありませして、JAが自立をすることで全農のほうはその補完機能において特化をするということが書いてございませ。

それから、経済事業の改革の中身として、全農任せ、市場任せの出荷から脱却をする。それから、直接販売を拡大する。資材については全農と商系の有利なほうから仕入れるとといったことがございませして、1つ飛ばしますが、信用・共済の収益がなくても成り立つよ

うな経済事業の確立をするんだということも書いてございます。

それから、行政との関係といたしましては、これまで行政がこの農協を安易に使ってきたという側面もあって、これが農協の自立を妨げてきたんじゃないかという反省に立ちまして、行政と民間の経済主体である農協系統との関係を整理するというところで、役割を明確に区分けした上で適切な協力・協調を図っていくということも書いてございます。

具体的には行政運営の上で、この農協とそれからそれ以外の生産者団体とのイコール・フットィングを確保する、こういったことも明確にこのときに書いてございます。

それから、真ん中の平成17年ですが、このときは全農の不祥事が続出をしております、そのことを踏まえて全農のあるべき姿についての提言が行われております。

今年に入りまして6月に、資料の黄色いところですが地域の活力創造プラン、これが決まっております。与党のほうでも取りまとめが行われて、それを反映する形で、政府としては、このプランの中に農協の話が盛り込んでございますけれども、ここで言われている話は、12年、15年の話と方向性としては基本的には同じものでございます。

単位農協のあり方の見直しといたしまして、農産物の有利販売、あるいは資材の有利調達に重点を置いてやっていくんだということ。

具体的に言いますと、販売については買取販売を数値目標を決めて段階的に増やす。それから、資材については一番有利なところから調達をする。

それから、単位農協の金融事業、これにつきましては、その負担とかりスクをできるだけ小さくして、軽くして、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

それから、理事については過半は担い手ですとか、販売のプロにしていく、こういったことが書いてございます。

それから、連合会・中央会につきましては、単位農協を適切にサポートするという観点で、そのあり方を見直すということが書いてございます。

一番下のところですが、行政における農協の扱いということで、農協も農業者団体の一つとして、ほかの農家なり、あるいは団体と同等に扱うといったこと。それから、5年間を集中改革期間として自己改革の実行を要請するといったことが書いてございます。

一番右側でございますけれども、先ほど申し上げましたように、信用・共済につきましては銀行等々遜色のない経営の健全性が確保されておりますが、この経済事業につきましては農林省の研究会等でこれまでいろいろな見直しを提起しておりますけれども、現時点でも担い手の期待に必ずしも応えられていない部分があるのではないかというふうに思っ

ておりまして、地域の農協が主役になって、その独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入すると。特に担い手から評価をされる組織になるために見直しをしていくんだということが、今後の方向かというふうに思っております。

1枚おめくりいただきまして3ページでございますが、次は農業委員会でございます。一番右側の「これまでの評価と課題」のところを見ていただきますと、農業委員会は民間ではございませんで、農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。ここはいろいろな仕事をやっておりますけれども、特に農地の流動化ですとか耕作放棄地の監視といったことをやっておりますけれども、それでも耕作放棄地は増大をしてきているといったこともございまして、必ずしも十分な機能を果たしていないという状況もございまして、これは地域によって相当な差がございまして。

そういう意味では、地域における農地利用の最適化、担い手のところに農地が集まっていく、それから耕作放棄地は発生をしない、あるいは縮小する、それから企業を含めて新規参入、もっと入っていくと。こういった機能をよりよく果たせるようにする観点から、この農業委員会についても見直しが必要なのではないかということでございます。

それから、3つ目の丸からは今度は共済団体、一種の農業の保険の制度でございますけれども、こちらにつきましては、これまで組織体制、合併をしたり1県1組合ということでコストの削減を進めてまいりました。ですが、現在の農業の共済、農業の保険制度につきましては、いろいろな失敗や問題点が指摘をされております。

1つは、自然災害のときに収穫量がどれだけ減ったかということを対象として保険を組んでおりますので、価格が下がって農家の収入が下がったという場合は基本的にこの共済の対象ではございません。

それから、収穫量の減少が把握できないとこの制度が成り立ちませんので、収穫量の減少が把握できるものだけに限定をされておまして、その結果、農業経営全体をカバーしていない。品目でいいますと、6割のカバーにとどまっております。

それから、収穫量の減少を個別に耕地ごとに査定をしておりますので、現在事務コストが非常に大きくかかっているといったような指摘がございまして。

このために、この農業経営全体の収入に着目をした収入保険制度、これの検討を現在進めておりますし、それとあわせまして農業共済制度、あるいは共済の団体、これのあり方につきましても検討を進めていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○農村振興局長 続きまして、土地改良区についてご説明いたします。

資料の続けての3ページの下のところでございます。

土地改良区は、土地改良法に基づきまして農業者が用水路等の土地改良施設の整備や管理などの土地改良事業を実施するために、自らが設立する団体でございます。事業の受益農業者の3分の2以上の同意で設立されまして、受益地区内の農業者は当然加入となっております。事業に要する経費は強制的に賦課することもできるとされております。

すぐ下の四角に土地改良区の数について書いてございますけれども、土地改良区が効率的かつ安定的な運営を図っていけるように、従来から合併等の再編整備を進めてきております。平成12年度には全国で7,004土地改良区だったものが平成25年度には4,795土地改良区となっているところでございます。

その下に土地改良区の統合整備の推進等が記載されてございますけれども、昭和50年代以降土地改良区の統合整備や体質強化の促進、施設の機能診断や管理技術の向上に向けた取組の支援、複式簿記の導入といった促進を図ってきたところでございます。また、5年ごとに定める土地改良長期計画におきましても土地改良区の再編整備を位置づけているところでございます。

右側の囲みの下から2つ目の丸と一番下の丸でございますけれども、土地改良区につきましましては、用水路等の施設の管理を適切に行っていくためには、効率的、安定的な組織運営を確保することが重要でございまして、合併等の再編整備や体質強化の取組を引き続き着実に促進していくことが必要ではないかと考えております。

また、今後の土地改良区のあり方につきましては、農地中間管理事業などの新たな施策が展開されていく中で、農業・農村の構造変化がどのように進むのかといった状況を見きわめながら、実態、動向の把握に努め、多角的に検証・検討していくことが必要であるのではないかと考えているところでございます。

○政策課長 続きまして資料3を説明させていただきます。

前回の企画部会で委員からご指摘をいただきました項目を中心に準備をしております。

では、農村振興局からお願いいたします。

○農村振興局長 続きまして資料3-1でございます。「多面的機能支払交付金に関する委員指摘に対する資料」となっております。

前回、萬歳委員から多面的機能支払交付金の地方負担についてご指摘がございました。この点につきましては、表紙をめくっていただきまして、資料にございますように、まず

支払われる交付金のうち、国が2分の1負担することとされております。

それから、残りの2分の1は地方負担分となるわけでございますけれども、この地方負担分につきまして、黄色と赤で示しましたように普通交付税と特別交付税による地方交付税措置が講じられることとされております。これらを合わせますと、交付額全体の9割について国による措置が講じられることとなっております。

この資料につきましては、以上でございます。

○経営局長 続きまして資料3-2をご覧くださいと思います。農業の労働力の関係でございます。

前回の委員のご指摘は、労働力の不足がこれからどのくらい深刻になるか、もうちょっと数字で示してほしいということと、それから高齢化が進んでいるのは、これは作物によってかなり違っていて、特に水田農業ではないかというご指摘がございました。それについての資料でございます。

おめくりいただきまして、まず1ページでございますけれども、まずは基幹的な農業従事者、これが今後どういうふうに移移をするかという推計をしております。この「基幹的な農業従事者」という言葉の中には、雇われている方、雇われて働いている方は含んでおりませんので、まずはこのベースで数字をつくっております。

(1)は平成17年から22年、これはセンサスですけれども、どのくらい人が移移をしているかということでグラフをつくってみました。

濃いほうのブルーの線が平成17年でございますけれども、17年のときの年齢構成を右側に5年間シフトをしております。要するに、同じ階層の人たちが5年後にどういう状況になっているかということを見るために、この17年のグラフは右に1つずれております。それと薄いほうのブルーが平成22年でございまして、この2つを比べてみますと、要するに同じ年齢階層の人たちが5年間の間にどれだけ増えたか減ったかということが見てとれるということになります。

一番下のところにこの増減が書いてございますけれども、例えば一番若い層では9,000人増えていると、一番右側のほうでは80歳以上は20万人減っていると、こういうこととございます。

このことをベースにしまして、今後どういうふうに移移するかを推計したのが2ページでございますけれども、2ページ、これは単純見通しということになりますが、試算の前提といたしまして、今後とも同じ年齢のグループの人たちが5年ごとにどういうふうに移

えるかと。この増減については先ほど見ていただきました17年から22年と同じ数増えたり減ったりするという前提で仮定をしております。

それから、一番左側の若いほうの層は、これは新たに入ってくることになりますので、こちらの層は22年と同じ数字をとりあえず置いて、単純推計の見通しをつくったのがその表でございます。

これを合計のほうから見ていただきますと、平成17年、基幹的な従事者が224万人であったものが37年の試算で148万人まで減ります。これを70代以下の方で見ますと、右から2つ目ですけれども209万人が108万人まで減る。それから、60代以下の方ですと135万人から66万人、それから40代以下を見ていただきますと29万人から16万人に減ると。こういう形で高齢な方がどこまで実際に農業ができるかという問題がございますが、数はこういうふうに減ってくるということになります。

ですが、これは単純見通しでございます、下に※がついておりますけれども、平成24年から青年就農給付金等によりまして若い方の新規就農者、定着者の数が現在1年当たりで1万人ぐらいでございますが、これを倍増させる。2万人ぐらいふやすということいろいろ施策を打っておりますので、この効果がきちんと出てくれば、例えば40代以下の基幹的従事者の数、これはこの上の試算よりも増加をするというふうに見込まれますし、これはふえていただかないと困るというふうに思っております。

それから、次の3ページのところは雇用者、雇われている方のほうでございます。さっきの基幹的従事者にはこの数が入っておりませんので、これは別掲で推計をしております。

まず(1)は、これも平成17年から22年の動向を見ておりますが、左側の棒グラフを見ていただきますと、これは雇用者、常雇いの方の人数ですけれども、17年と22年に比べてふえているのがおわかりいただけると思います。22年では13万9,000人、14万人弱いらっしやるということになります。これも先ほどと同じように5年間でどういうふうにシフトしたかというのが右側についてございます。

これをベースに、次の4ページでこれも同じように今後の単純見通しをつくっておりますけれども、試算の前提は基本的に同じでございます。同じ年齢階層、5年ごとに右側はずれていくということ想定しながら、新たに加わる若年層のところは22年と同じ数字で置くということで見ますと、雇われている方の数、この表の一番右側の計を見ていただきますと、平成17年が11万人であったものが37年の試算では21万人、70代以下の方は11万人が21万人、それから飛びまして40代以下というところで見ますと7万人が15万人

という、こういう形でふえてまいります。

ここも※がございませけれども、24年から農の雇用事業も拡充をしてやっておりますので、こういった施策の効果がこれからさらに出てくると思っております。

こうしますと、40代以下の雇用者の数はこの試算よりもかなり増えるだろうというふうに思われますし、ふえていただかないと困るということでございます。

次の5ページのところは、以上の2つ、基幹的従事者と雇用者合わせたもの、これがどうなるかをつくったものでございます。

これも合計のところを見ていただきますと、17年の235万人が170万人、70代以下が220万人から129万、60代以下が145万から87万と、こういった形で推移いたします。40代以下は36万人が30万人ということになりますが、ここのところは政策の目標でも40万人にするということをやっておりますので、この青年就農給付金なり農の雇用事業でここのところは上乘せを当然図っていくと、こういうことでございます。

次の6ページを見ていただきますと、これは基幹的な従事者、年齢構成がどうなっているかを営農類型別に見ております。

まず合計のところを見ていただきますと、いろいろなものの合計で60代以下が54%、それから50代以下が26%、40代以下が11%、こういうことになりますが、その次の稲作のところを見ていただくと、若い方のほうの層が薄いと、こういうことになってまいりまして、40代以下で5%、50代以下で15%、60代以下で45と、こういう形で作物の種類によって、かなり状況が違っております。施設野菜ですとか畜産のほうは結構若い方が多いという感じになりますが、稲作のところは高齢の方がかなり多くて若い方が相対的に少ないと、こういう状況になっているということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○食料産業局 続きますして資料3-3でございます。

前回の企画部会で中嶋部会長と藤井千佐子委員から新たなマーケットの拡大等についてのご意見をいただきました。

ページを開いて1ページ目をお願いいたします。これは総務省による人口推計でございます。左側ですけれども、平成37年には総人口で3人に1人が65歳以上の高齢者になるといった推計でございます。また、介護サービスの利用状況、下の欄でございますけれども、平成23年度は531万人で要介護者は10年間で約2倍に増加しているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

このような状況の中で、現在介護食品のニーズは真ん中辺にありますけれども、介護保険の1日当たりの基準1,380円をもとに先ほど申しました約500万人ということでございますので試算しますと、年間で約2.5兆円といったこととなります。しかし、前のページでも今申し上げましたように、さらにこれまでの10年間の伸びを考えますと、今後の10年というふうに見ますと少なくとも2倍に増加するというふうに思いますと、さらに5兆円のマーケットが新しく生まれるといったようにも見られるかと思えます。

他方、現在の市場規模1,000億円程度でございまして、この潜在的なニーズに応えられていない状況でございます。

2ページ目の真ん中の枠でございますが、このため平成25年2月にこれからの介護食品をめぐる論点整理の会といったものを立ち上げて、2つ目、7月には定義の明確化等のための取りまとめをし、そして10月に具体的な議論をするための検討会議を立ち上げるといったステップを踏んで、今年4月に新しい介護食品の考え方といった公表をしております。さらに、また今月中には、そういったものの区分といったものを取りまとめたいというふうに考えてございます。

右側に書いてございますけれども、省としましては、これらの取りまとめに沿った取組の中で地域の農産物を活用した介護食品の開発等を推進していきたいというふうに考えてございます。

次4ページ目をお願いいたします。

4ページ目、漢方の製剤とか生薬の原料となるような、そういった薬用作物でございます。現在8割以上を中国からの輸入に依存しているということでございますが、一方で漢方製剤等の現場では国産ニーズが高まっているといった状況でございます。

支援の欄に書いてございますけれども、農水省としましては厚生労働省と連携して産地側と漢方のメーカーさんとのマッチング、あるいは新しい産地をつくり出すといった取組を支援することで原料となります薬用作物の生産の拡大、あるいは安定供給の実現を目指しているところでございます。

次6ページ目をお願いいたします。

国内外で拡大、広がっております健康長寿の市場を将来に向けて開拓するための食産業の育成といった点でございます。真ん中から下ら辺に課題で書いてございますけれども、科学的な根拠が求められる健康長寿の食品開発、これは多大な開発コストが必要でござい

まして、企業個々では大きなリスクを伴うといった点がございます。また、日本食と健康長寿に関する科学的エビデンスについても十分なデータの集積、あるいは解析等の面での未整備が指摘されるなどの課題の解決が必要になってございます。

このためでございますが、次の7ページでございます。農林水産省では今年度の予算事業を措置しまして、食品産業と農学、あるいは医学の分野の連携、そういった中で科学的なエビデンスデータを集積、提供するといった形で右側を書いてございますように、食品企業の開発リスクを軽減するための環境整備を行うといったことでございます。

8ページ以降は農と福祉の連携、あるいは農観連携の取組でございますが、先ほど振興局のほうからご説明ありましたので、省略をさせていただきます。

以上です。

○生産局生産振興審議官 引き続きまして、資料3-4をご覧くださいと思います。

前回鳥獣被害対策、それから農作業の安全対策につきましてご指摘がありました点についてご説明申し上げます。

資料3-4のまず1ページを見ていただきたいと思います。

これは諸外国の野生鳥獣対策に関するお問い合わせがございました。これは諸外国における野生鳥獣の捕獲に関する制度、シカを中心に整理したものでございます。どこの国も鳥獣被害は多くなっているわけでございますが、真ん中の辺を見ていただきますと、「主要な管理目的」の項を見ますと、鳥獣の捕獲による管理について我が国と諸外国では取組に違いがございます。

我が国では農林業の被害防止等を目的とした捕獲を中心で行われておりますが、諸外国では狩猟の文化が強く根付いておりまして、シカを狩猟の資源として捉え、基本的には趣味としての狩猟による捕獲数をコントロールするという管理が行われております。

人口に占める狩猟者の割合についても比較してございますが、我が国よりも諸外国のほうが多いという状況でございます。

食肉としての利用については、アメリカでは商業的流通は禁止されてございますけれども、我が国を含め各国で実施をされているところでございます。

2ページ目をお願いいたします。

鳥獣の食肉利用でございます。

我が国における捕獲鳥獣の食肉利用については、被害防止活動の一環として地域資源を有効利用する取組として行われております。衛生面におきましては厚生労働省が所管いた

します食品衛生法に基づく取り扱いが求められておりまして、現在厚生省におきまして野生鳥獣の食肉利用に関するガイドラインというものを策定する作業に入っているということでございます。当省といたしましても、このガイドラインの作成作業には協力をいたしておりますし、処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援しているところでございます。

続きまして、3ページ目をお願い申し上げます。

捕獲鳥獣の利活用の実態と取組事例でございます。

ここでは事例として北海道鷹栖町、島根県江津市、長野県茅野市における取組のほか、JR東日本系列等、各社によります外食産業での取組を示しております。このように様々な形で地域資源としての活用が行われているところでございます。

次4ページ目をお願いいたします。

適切な森林整備が必要ではないかというご意見、森林資源の伐採によるインセンティブをつけて管理していくべきというご意見でございましたが、現在森林整備事業によりまして生息環境管理ということで森林の間伐等により鳥獣が出没しにくい環境、いわゆる緩衝帯をつくる取組でございますとか、針広混交林や広葉樹林を育成する取組への支援を行っております。また、水源林や希少植物等、この鳥獣による食害というのを防ぐために防護柵の設置や鳥獣の誘引捕獲等の支援も行っているところでございます。

さらに森林資源の利活用については、各分野での木材需要の拡大におきまして新たな製品・技術の開発や公共建築物や住宅等での木造化・内装木質化、木質バイオマス利用の推進といった支援、あるいは木材利用の意義とかよさの普及啓発を行うなどの施策を総合的に展開しているということでございます。

続きまして、6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。

次は農作業事故の発生状況と農作業安全のための取組についてご指摘がございました。

農作業事故の死亡事故の件数でございますけれども、ずっと年間400件前後で推移をしてございます。近年は若干減少しているものの、依然として多くの農業者が亡くなっている状況でございます。農業機械作業に係る死亡事故がこのうちの約7割を占めております。都道府県職員や地域リーダーを対象に乗用型トラクターの横転など危険性をできる実習とか、そういったものを取り入れました農作業安全研修を実施しております。

また、機械側の対策といたしましては、乗用型トラクターの片ブレーキ防止と、ぐっと回ってしまって倒れるというのを防ぐための装置を開発いたしまして、メーカーにおいて

市販化を進めているところでございます。

さらに、高齢農業者の死亡事故が全体の約8割を占めるという状況でございます。ですので、啓発用のDVD等を作成しまして高齢農業者にもわかりやすい安全指導に努めているところでございます。

以上でございます。

○環境政策課長 続きます、環境政策課です。資料は3-5です。

萬歳委員から発電を初めとする様々なエネルギーを生み出す取組と同様に省エネ対策もしっかり位置づけるべきというご指摘がございました。

ページをめくっていただきますと左側にございますが、施設園芸における燃油価格高騰の影響を緩和するため、ヒートポンプや被覆設備等の省エネ設備の導入支援を行っております。

それから、右のほうには食品産業における自主的な省エネ対策の取組を優良事例の表彰やセミナー等の開催で支援をしております。

このように引き続き再エネと省エネの取組を進めていくことにしております。

以上でございます。

○政策課長 本日は、山内委員から事前にご意見ということで資料4の資料を提出いただいております。お手元にお配りしてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これより意見交換を行います。

前回と同様に、まずはお一人おおむね5分以内ということで皆様から一通りご発言いただいた後、事務局から適宜回答していただきます。その後、時間があればご意見がある方に再度ご発言をいただきたいと思っております。

なお、本日は長時間にわたる議論となりますので、途中16時30分ごろをめどに適宜休憩を挟みたいと思います。

前回の企画部会では五十音順にご発言いただきましたので、今回は逆からご発言いただきたいと思っております。

それでは、山口委員からお願いいたします。

○山口委員 それでは、今日のテーマ、大きく2つ、農村の振興策とそれから既存団体の再編整備というテーマだと思っておりますので、それぞれについて簡単に意見を述べたいと思

ます。

まず、農村振興策についてです。今ご説明いただいたように、試みたいろいろな施策が一定の効果を上げてきたと聞きましたが、日本全体が人口減少期に入った今、抜本的な農村振興につなげるためには農村地域に人をいかに移住させる、あるいは定着させるかということに本質的な答えがかかっているだろうと思います。

この人の供給元という意味では、大きく3つあるのではないかと思います。1に都市の若年層の移住であり、2に農村若年層の地元での定着であり、3に都市シニア層の農村移住ということではないかと思います。

1つ目の都市若年層については、今のご説明の中にもありましたが、可能性の芽が随分示唆をされていたと思います。特に「田舎で働き隊」というデータ、50%以上が定住をしたい。しかも、中を見ますと二、三十代がその8割近くを占めていますので、これは非常に心強いサインだというふうにお聞きをしました。

ここで私からは先ほどの2と3について考えられる施策ということでお話をしたいと思います。

2の地元若年層の方をどう地元でもって就職、定着させるかということですが、地域の高校、特に職業高校、あるいは高専がある地域もあると思います。そういったところと地元企業が連携をして、学校教育と職業訓練を組み込んだ人材教育を行うことをしっかりやったらどうかと思います。文科省もそのためのこういったシステムの制度化を検討し具体化する必要があると思います。

これが可能になれば特徴ある地元産業の活性化による地域経済活性化、雇用創出、若年層の地元定着というようなことが実現し、地域コミュニティの縮減ということが回避できる可能性があるのではないかと思います。

それから、もう一つの都市シニア層の移住促進のための施策でありますけれども、私どものような企業、組織について、ご承知のとおり雇用年限が60歳から65歳に延びて、意欲ある健康シニアの雇用機会創出ということが非常に大事になってきました。現状のままでは、いわば伸びたおまけといいましょうか、プラス5年を同一職場でつなぐケースということが多々見られるわけですが、それを好まない積極家は海外企業で働く場を求めるといようなケースもあります。

こういったことを念頭に置きながら、技術、マーケティング、専門性などを有する中高年層の国内労働市場を何とか形成する施策を打つということができれば地域経済を担って

いる中堅企業の人材ニーズと、それから都市シニア層の労働意欲を結ぶことが可能になるのではないのでしょうか。農業の6次産業化実現のための担い手がここから生まれる可能性があると思います。ご説明いただいた空き家バンク、成約率が60代で非常に高いということは、こうしたことの可能性が生まれるサインではないかと思います。

2つ目の団体の再編成についてですが、これは日本社会全体のここ20年余りの動きと連動しながら考える必要があると思います。日本社会全体、この20年、言ってみれば横ばいなし減退に転じている内需の下支えをどうするか。それから、外需の取り込みによって上乗せをする、これをどうするか。この2つの合わせ技でもって経済の維持、あるいは微増を図ってきたのが日本社会の実情であります。そのために、各分野とも社会資源としての「ヒト、モノ、カネ」を国内向けから国外向けへシフトさせ、いち早くそのシフトができた分野は成長を維持できましたし、遅れた分野はグローバル戦線から遅れをとると、従来基調を維持できないということになったのだと思います。

こうした傾向というのは、分野単位だけではなくて、個々のプレーヤーについても同様であったと思います。そういったことが大きなうねりとなって、例えば金融界では統合整理の結果メガバンク体制ができ上がったのでありますし、同様な動きが素材産業や基盤産業、グローバル産業分野に波及をしたわけであります。

市場経済社会に身を置く限り、いかなる分野もこの波及を避けることはできないだろうと思います。こうしたグローバル経済の波及に対して農業分野の各組織がどのように再整備されるべきか、その方向性については既にいろいろな会議体、委員会等で議論が尽くされていると思います。一次産業の6次産業化に向けて成長産業化するために国家の予算も今回優先的に手当てをされました。個別のプレーヤーが例えば一次産品を契約栽培等でもって農家と連動しながら、その二次産品化、あるいは加工食品化をするということで需要をつくり上げる、それを市場に定着させるというようなケースがたくさん出ております。こういったことは「6次産業」という言葉ができる以前から随分いろいろなプレーヤーによって担われております。これを加速することだろうと思います。

再整備に伴う痛みを最小限にとどめる工夫を込めた、こうした具体策の策定を急ぐことが今大事だろうと思います。具体策策定が遅れると選択肢が狭まってしまいます。我々関係者でもってできる限りそのための知恵出しと、その知恵の具現化ということをお互いに連動しながら努力をしていくということが今の時期一番大事ではないかと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員お願いいたします。

○山内委員 資料4をご覧ください。

1つ目の都市と農村の交流につきましては、報告にもあったように効果も出ており、農業・農村の現状及び農業の多面的機能の理解の上に健康づくりやリフレッシュなどの点について非常に有用だと思っております。

また、こういったきっかけから農業について触れたり学んだりすることで就農のきっかけにもなると考えています。今後も学校現場、それから福祉の視点から、また障害者雇用の視点からも多くの参加を実現できるよう環境づくりをしていったほうがよろしいかと思っております。

資料に掲載しましたように、生活協同組合でもこの間生産地の方々と交流を重ねてまいりました。3年に1度、産直をしている産地と一緒に調査をしてデータをまとめています。資料の数値は2010年のものですが、都市から農産地を訪れる企画が年間5,000近くあり、訪問者は13万5,000人となっています。逆に、農村から都会にも来てもらう交流も実施していますが、2,500回、7,100人の参加になっています。

こういった活動は、実際に農村に滞在して自然に触れたり、農業収穫体験を通じてとれたての生産物のおいしさを味わうという楽しみのみならず、農業が様々な価値を生み出す産業であることや、生き物調査を通じて、農業には多様な生物が生きる生態系の保全機能があることを学べ、かつ産地の活性化につながるという効果につながっていると考えております。

2つ目、組織の再編整備にかかわってまず農業協同組合についてです。前回も申し上げましたが、協同組合としての農業協同組合は相互扶助組織として出発しておりまして、組合員が自らの利益を追求するために事業を行うという形の経営体でございます。外から指摘されているいろいろな問題については、自ら考えて改革をしていかれることを期待したいと思っておりますが、この機会に協同組合についてご理解いただきたく資料を用意いたしました。

協同組合のアイデンティティに関する声明を添付しました。世界には多種多様な協同組合がありまして、協同組合の世界的な連帯組織に I C A、International Co-operative Alliance、国際協同組合同盟がございます。本年5月末現在で世界93カ国268組合が参加

し、組合員は10億人と言われています。このICA、国際協同組合同盟では世界各国の協同組合に共通する運営ルールを設立当初よりつくってきており、1995年に改訂されたものが最新のものとなっています。「協同組合」と称する場合、このルールを守っていなければならないということで、私どももこのルールにのっとって運営をしています。

まず「定義」のところでは、「協同組合は、組合員の共通の経済的・社会的ニーズと願いを満たすために共同で民主的に管理する事業を行う」と規定しています。人と人とのつながりをつくり、助け合い、共助の組織であることを規定しております。

その次の「価値」には、人類共通の普遍的な価値の中で、とりわけ協同組合が大切にすべき価値を取り上げて示しております。

その下に7つの原則、運営ルールが定められておりますけれども、一番最後の7番目の原則が95年に新しく追加された、「コミュニティへの関与」に関する原則です。協同組合は地域に密着した事業活動を行っており、組合員の生活は地域に依拠しておりますので、自らが存立する地域社会に関心を持って地域経済がうまく回るために活動しなければ存続できないと、そういう宿命を協同組合は負っているということをあらわしているというふうに考えております。

私たちは、協同組合に自主的に集ってつながり合い、運営にかかわることで組織運営や事業運営の方法、論議の方法、地域社会の課題などを学ぶ機会を同時に提供されており、その中で鍛えられているというふうに考えております。

農村社会にとって農協は生産者の経済活動の向上に寄与するとともに、様々な地域課題の解決のために組合員自らが参加し活動をつくっていらっしゃいます。そういう役割を持っていることを踏まえて、今回の検討をぜひお願いしたいと考えます。

最後にその他の組織の団体再編についてですが、農業委員会、農業会議、全国農業会議所、土地改良区などのお話を伺いました。農地の有効利用の問題、それから担い手を育てる問題等様々な課題ができてきたときに応じて組織をおつくりになっていると思いますけれども、第三者から見まして非常に複雑でわかりにくいというのが率直なところでございます。こういったこれらの組織に期待されている機能をどういうふうにつくり直せば、シンプルで効率的になるのかを検討いただければと思います。

組織が複雑になりますと、現場の皆さんが参加しなければならない機会が重複したり増えたり、事務局の仕事も多くなるということが想像されます。ぜひこのような視点から見直しをお願いしたいと思っております。

また、6月に出された農林水産業・地域の活力創造プランの中では、新たに農地利用最適化推進委員というものを置くと言われていますが、既存の組織の上に置かれることが非常に複雑化を進めるのではないかと感じております。

なお、組織を見直す際には、女性や若い世代の参加は非常に重要だと考えておりますので、積極的な登用ができるよう仕組みの検討をお願いしたいと思います。

あわせて、振り返り評価に当たりまして土地改良事業の予算の推移に関しては資料をお示しいただきたいと考えております。

私からは、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員お願いいたします。

○三石委員 私はJAグループに22年ほど勤めておりましたので、これから述べる発言はJAに対する一定のシンパシーがどうしても入ってしまうということを、ある程度前提の上でお聞きいただきたいと思っております。

1つ目として、総論で見れば、現在のJA、すなわち農業協同組合は、いずれにせよ、過去半世紀にわたる農家と地域社会、そして我が国の食料・農業・農村の様々なニーズに対応してきた結果の姿であると思っております。農家はもちろん生産者ですし、地域社会の構成員でもあります。したがって、JAの事業がそれなりに拡大してきた背景は、法に定められた枠の中で可能な限り様々なニーズに毎年毎年対応してきた結果であり、それが現在の姿です。そして、その結果が今日の資料にも示されている約1,000万人の正組合員、准組合員という形であると考えています。

これがどうかという問題は別にしておきまして、2番目として最近出てきているJAの組織、組織形態をどう考えるかということですが、山内委員もご指摘されていましたが、協同組合という組織の特性を見た場合、これは本来組織の内部から自発的にどういう組織を選ぶか、組織形態をどのような形にすべきかという議論を真摯に行っていただいた上で自由に選択すべきものであると考えています。官から、あるいは外部からこうあるべきだというような話ではないと思っております。

例えばこの審議会の名称は「食料・農業・農村政策審議会」です。基本計画も「食料・農業・農村（基本計画）」ですが、どうもJAは「農業」と「農村」の話にしかかかわっていないかのような印象があります。しかし、実際はJAの仕事の中には最初の「食料」に関する事、これが実はすごく大きなウエートを占めていることも理解しておく必要が

あります。もちろん「農業」と「農村」には当然かかわっています。ですから、この辺を、位置づけも含めてもう一度よく考え直してみたらどうかという気が致します。

具体的には、肥料や飼料、これらはJ Aグループ全体が海外から輸入して日本の耕種、それから畜産、ここに多大な貢献をしています。こうした事実は、地域社会とはまた別にグローバル社会の中でもJ Aグループが一定の役割を担っていることを示しています。基本法第38条は、食料と農業と農村、——全部を考えていると思います。条文には「食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編」とありますので。議論のときはどうしても農業・農村が中心になってしまいましたが、そこは同じようなウエートで考えていく必要があると思います。

それから、言い古されたことですが、農業協同組合という組織は特定地域に根づいています。特定地域と切っても切れない状況になっています。これは従来、ともすると、どこにでも進出して、もしまづなくなった場合にはそこから撤退するということができない組織だったわけです。ですから、一般の企業の場合は参入・撤退、参入、撤退ということができましたが、農業協同組合にはそういう性質がありません。これは通常デメリットと考えられていましたが、現在から将来、日本が直面する様々な状況、先ほど資料の説明がありましたが高齢化、それから少子化、労働力、さらに気候変動、こういった環境変化を全部含めて考えると、やり方によっては地域から離れられない、あるいは地域に根づいているという特性は十分にメリットになり得るし、そうなるように活動していけば良いのではないかと気がいたします。

その際、考え方としては、例えば既存の農協法や他の法律に合致しているかどうかということだけで正しいか間違っているかという考えをするのであれば、それは我々がここにいる意味はありません。法の執行者である農林水産省、あるいは専門の方たちがしっかりと見ていただければ良いだけの話です。

ところが、世の中の物事の見方には、正しいか間違っているかだけではなくて、善いか悪いかという別の見方があると思います。正しいか間違っているかが法律の軸だとすれば、恐らく善いか悪いかというのは倫理・道德の軸です。これは倫理学の初歩的な物の考え方ですが、正しくて善いことであれば誰もが行います。間違っていて悪いことであれば、それはもちろんだめです。しかし、世の中には法律には則っていたけれども、これは本当に地域にとって善いことなのだろうかと考えなくてはいけないこと、慎重に対応すべきことがかなりあると思います。もちろん、逆のこともあります。ある事柄は、地域にとって善

いことだけれども、少なくとも現在の法律では認められていないというようなことです。

これまでの検証において、恐らく法律的に正しいことは皆実施してきたと思います。ただ、これが本当に地域にとって善いことであったのかどうか、あるいは現在提案されている組織の改革方向、内外部から出ている方向、これは法律の枠内にあることは間違いありませんが、これが本当に地域にとって善いことなのかどうかということもあわせて考えていく必要があると思います。

そして、最後には1,000万人というグループ、これを何とか人口減少社会の中で有効活用していこうという視点が必要です。単純に分割したり違うことに使っていくのではなく、これだけのパワーを何とか将来の日本の食料・農業・農村のために活用していくことができないうか、そういう視点を皆が持ち、今後の基本計画を議論していけたら良いのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員お願いいたします。

○松本委員 2点申し上げたいと思います。

1点は、都市農村交流と関連して都市農業というところがございましたので、そこにご意見を申し上げたいんです。これ1点。あと団体再編。私は当事者でございますので、少し申し上げたいと思います。

1点目の都市農業でございますけれども、ご案内のとおり、最近都市農業とか都市農地といいますか、これ国交省という所管省もまたあるんでしょうけれども、大変高く評価される時代になっておると思うんです。与党でも都市農業・都市農地基本法なるものを制定しようじゃないかと、今このように動きがあるというふうに仄聞しておるんでありますけれども、さはさりながら、今大変大きな問題があると思うんです。いわゆる生産緑地制度があるわけでありまして、これが平成34年、新しく見直す基本計画の計画期間内に入っている期限といいますか、平成34年なんですけれども、ここにいわゆる生産緑地制度の30年経過というのが入ってくるわけです。こうなりますと、これは買取請求というのが法定されておりまして、もし当事者が買取請求をされて自治体が財政的ないろいろな問題でこれは受けて立てないとなったときには不利になりまして、あとは単なる相続問題にどう対応するかという話になっていくと。大変な問題で、多分これに手を打たなければ、かなり不採算なアパートとかマンションとか、さらには無計画な転用と、こういうことが迫

られる時代になるんじゃないかというふうに想定されるわけでありまして、それが都市部の将来の都市計画とかそういうことについてプラスになるかどうかと。そういうことも農地の世界としては考えられるわけでありまして、ぜひそういう問題を真っ正面で審議会でも取り上げるときに来ているんじゃないかというふうに思います。

関連いたしまして、一般の農業経営とか農業構造の展望とか、いろいろな議論になるんですが、都市の農業経営とか市街化区域内での農地経営のあり方とかということについてアンタッチャブルというようなこともあったわけでありまして、この際、一定の農業経営の展望とか継承というようなものも挑戦してみる必要があるときではないか、こういう感じがいたします。

2つ目は団体再編であります。

ご案内のとおり、農業委員会改革も新プランには明記されましたし、与党でも大変議論が行われまして一定の方向を示されたという段階であります。今後細部の検討がさらに進められるという段階になっておるわけでありましてけれども、私どもといたしましては、今日農業・農村現場で汗をかいて頑張っている、そういう方たち、その方々の理解と協力が得られるもの、こういう制度改革ということが第一義だと思っております。

そういう中で、例えば今も言われているんでありますけれども、農業委員会でございますけれども、公選制にかわる市町村長による選任制に変えていくんだと、こういうことが方向性で出されているわけでありまして。そのことを考えた場合に、私どもといたしましては地域の農業者の代表者としての信頼と信用を得られる、そういう人物を選出、選任していくと、こういうシステム、地域推薦とかいろいろ知恵を出さなきゃいかんと思っておりますけれども、そういう仕組みづくりは戦後60年今回初めてのことでありますから、新しい仕組みを創設いただくということをぜひお願いしたいと思っております。

これまでも農業委員さんも地域の信頼をモチベーションで仕事をしてきておられたと、このように思っております。農業委員数が半減するとか、先ほどお話ございましたけれども、新たに農地利用最適化推進委員さんを創設するとか、こういう方向性も言われておるわけでありまして。そういう中で、ここのモチベーションをどうインプットするかというところを間違えれば、せっかくの改革も形なしということになるんじゃないかと、こういうふうに危惧しておりますので、ぜひそういう点でのご配慮をお願いしたいと。これは当審議会でもぜひそういう観点でご検討いただければと、このようにお願いするところであります。

今日の資料にも3ページの一番上に1つ耕作放棄地対策で農業委員会、十分な機能を果たしていないんじゃないかというご指摘もございます。いろいろと反省しなきゃいかんことは多々あるかと率直に思いますけれども、これは反面、全国を見ますと、大変活発にこうした取組が成功している事例も多々あるわけでありまして。そういうところで見ますと、単なる地域の農業者の農地利用についての意向とかそういうところに限るんじゃないくて、地域の例えば他の行政機関とか団体とかJAさんとか、こういうところとタッグを組んで生産対策とか経営対策とか、そういうところはかなり力を入れておられる地域、あるいは市町村は成功しておるように見受けられます。その総合的な取組をどう仕組むかという観点がかれからも必要じゃないかというふうに思います。

いずれにしろ、お願いでありますけれども、現場目線に立って、この団体再編につきましてもそういう観点に立って、ぜひこの企画部会でご検討いただくということをお願いしたいと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井雄一郎委員お願いいたします。

○藤井（雄）委員 3点述べさせていただきます。

まず、36条についてですが、今後さらに都市化が進んでいく中で、このような活動の重要性はますます高くなっていくというふうに認識しております。制度的にこういったものを成り立たせるためにも、しっかり推進してほしいんですが、その一方で貿易の問題、あるいは病虫害とかの侵入に関して、特に外国人等に関する交流等となると、非常に神経質にならなきゃならない部分もあります。その一方でただ閉鎖的になってしまうというのは間違いだと思っておりますので、そのあたりの啓蒙等も含め、配慮も含め、両輪で進めていってほしいというふうに思っております。

評価と課題のところに移住・定住というところを観点としてされてありますが、結局は地域の農業がきちんと経済力を持っていけるような形にしない限りは、移住・定住といってもなかなか続かないというか、成り立たないということだと思います。そういう意味から含めても、農業そのものをどうやって強くするか、ここが最終的に大きい問題になってくる課題なのかなというふうに思っております。

次、38条についてのことになりますが、団体の改革に関して、恐らく農業者の総意を集めると性急な改革を望まないという意見が強くなってしまわないかなと思うんです

が、そういった意見の農業者全員の世代間の分布を見てもらうと、高齢とまではいかないですけれども、団塊の世代、後ろのほうの世代に年齢分布が集中しているということ、こういう中で農協改革の組合員の総意とかをとっていくと、どうしても後ろ側の意見に引っ張られてしまうのではないかなというふうに危惧しております。数の少ない若者、若い世代、あるいは女性等の意見をしっかり吸い上げるということをきちんとしていかないと、どうしてもなかなか改革に後ろ向きになってしまう。あと5年、10年でやめてしまうんだから、そんなに大きな改革は必要ないではないかというような形にならないように配慮をしていただきたいなというふうに思っております。

団体に関してだと、農業委員等、地域でも非常に頑張っていて活動されておりますが、情報等で非常に不透明な部分もあります。これは質問として、今ITとかの活用によって土地の情報等がもっと見やすくするような取組はなされているのかどうか、そのあたりについて教えていただきたいということがあります。

次3点目になります。

今回の委員提出資料の中でブルー・オーシャン戦略ということで新たな需要の開拓に関するということで出ております。この中で薬用作物の生産振興ということが出ておりますが、その中で今北海道では麻薬成分を抜いた産業用大麻の研究開発というのも進められております。これは遊休農地等で全く手間がかからないで非常に利用効率が高いというふうに聞いております。実際にまだ活用する以前に研究をもっとしっかりするべきではないかなというふうに思っているんですが、今現時点でどのような対策がとられているかお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井千佐子委員よろしくお願ひします。

○藤井（千）委員 私、2点意見を述べたいと思います。

まずは都市と農村の交流事業についてです。

この事業は、農山村地域の持続可能な活性化に資するということがまず第一だと思うんです。36条に健康的なとかいろいろ書いてありますけれども、いろいろな交流事業が実施されているのを見て感じるのは、一番大目的の農山村地域の持続可能な活性化に資するという果実が見えないような気がします。

例えば、資料2-1で所得とか雇用がこれだけ増えたという紹介があるんですけども、

これから労働力不足が本当に深刻化する中で、果たしてそれだけの所得とか雇用が増えたということが、農村地域の若者が出ていかない定住要因になるのか。それとも、都市に住む人が新たに参入しようと思うほどの雇用とか所得になっているかということをごきちんと検証しなければ持続可能な地域の活性化にはつながらないと思います。持続可能性というのが達成できない一過性の取組というのは、もうやらないほうがいいんじゃないかなと私は思います。

資料1の1ページ目、一番右端の2つ目の丸に書いてありますように、「今後は、都市農村交流を一過性の取組に終わらせるのではなく」と、これまでの事業でそういう反省があると思いますので、ぜひ持続可能な発展ということをご大事に施策を展開してほしいと思います。

2つ目、団体の再編整備についてですけれども、これは団体の活動なりやられていることがなかなか見えないと思います。例えば、資料2-3の「7 農業委員会のあり方に対する農業者等の意見」で「よく活動している」と答えた農業者、3割しかいないんです。その理由として「農家への働きかけが形式的」と答えた人が65%に達している。

持続可能な団体として各団体がこれから存続していくということならば、まずは農業にとって、それから農業者にとって、それから農業地域にとって本当に必要な事業に絞って、まずは農業者から見えるような事業展開をしていくべきだろうと思います。

例が的確かどうか私もわかりませんが、例えばJAの葬祭事業、これだけお葬式が簡素化して、都市部なんか、小さな葬儀場がいっぱいできているんですけども、本当にJAが担うべき事業かどうかの見きわめというのは必要ではないかなということを感じます。

それと1つお願いで、先ほどどなたかとも言われたと思いますけれども、土地改良事業の予算の推移を教えてくださいたいんですけども、過去何十年か最近の傾向がわかればと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、萬歳委員お願いいたします。

○萬歳委員 私のほうで何点か私なりの考え方を申し上げます。

まず第1点、農村振興施策の関係であります。都市農業をめぐる環境変化を踏まえまして、早急に制度等の見直すべき点があるのではないかなという思いがいたします。

震災を経験し、人口減少という状況が深刻化しているという、非常に大きな環境変化があるわけでありますので、その意味においては都市農業の位置づけというのは大きく変化をしてきていると思います。

まさにそういう点では、農村の活性化を基点とした都市農業の役割、いろいろな役割、多面的な機能等々いろいろあるわけであります。都市農業の生産額も全体の3割を占めるという段階にあるというふうに思います。

そういう意味では、都市農業に関する法制度、あるいは税制面が大きく変わっていないという現状でございます。先ほどもどなたかから意見がございましたように、今、都市農業新法の制定というのが具体化しつつございます。そういう面では抜本的な都市農業関係の制度、税制の見直しを急ぐべきであるというふうに思っておるところでございます。

次の点、団体再編の整備施策に関してであります。まず第1点、我々、私は農協中央会の立場でありますけれども、農協の実績、あるいは現状を正しく検証をしていただきたい。評価をすべき点は評価をしていただきたいという、そういう思いがございました。そのページの中で評価と課題というのがございまして、我々に対しまして厳しい指摘がございました。当然私どもは真摯に受けとめまして、次期の通常国会に向けまして自己改革の検討体制を今、整備中であります。対応してまいりたいという思いでございます。

ただ、資料1の段階で、38条、「国は、基本理念の実現に資することができるよう」という、そういう条文の中身がございました。基本理念の実現に向けた努力、あるいは実績の評価は一切ございません。評価すべき点がないからなのか分かりませんが、そういう面につきましても、ひとつ農水省からのご意見を賜りたいという思いであります。

今現実には、約700JAの中ではいろいろな形態の農協があります。多様化した農協の実態も反映されておらぬということでもありますし、そういう面で具体的にひとつ優良事例を記載を願いたいなという思いでございます。

まさに、先ほど山内委員や三石委員からございましたように、協同組合とはという基本理念、こういうものを十分受けとめていただきまして、その点もひとつご理解、評価をいただく点かなという思いであります。

まさに今、小・中学校の段階でも学習指導要領などから「協同組合」という中身が一切削られました。我々は、今協同組合とは何ぞやということにつきましても、そういう段階でその考え方を学習指導要領の中に含めてほしいなという思いがございました。まさに今、協同組合セクターというのは大事な組織体だというふうに私は思っておりますので、その

面の評価もできればお願いしたいなという思いでございます。

改革のポイントとなるもの、私どもが見直すべき点は見直しますし、よいところはさらに伸ばしていきたいという思いでございます。しかし、実態に合った取組、これが基本であります。実態を知らずしてでは困るわけでありますので、実態を十分踏まえた中でいい改革をしていきたいという思いをいたしておるところでございます。

2点目の関係では、先ほどもいろいろなご意見がございました。私どもは今自己改革を基本として見直すべきだという考え方でおります。まさに今回のJAグループの改革につきましては、組織、事業の根幹にかかわる問題でございます。活力創造プランにもそう盛り込まれた内容でございます。

私どもは、今、全国の段階、あるいは県段階でこのような問題に対応した自己改革の検討体制を整備いたしまして、スピード感を持って検討している状況でございます。当然、これは担い手から評価をされるべきでありますし、組織外の方々からの期待にも応えられるという、そういう自己改革をしてまいりたいと思います。先ほどご意見がありましたように、青年組織からの意見もいただくということも取り組みますし、外部の有識者の懇談会等の設置も考えておりまして、これまでにない取組で自己改革を進めていきたいという思いであります。

この自己改革の取組につきましては、活力創造プランの中にも、あるいは規制改革実施計画でも強く要請をいただいております。大臣からも会見ではそのように述べられているわけであります。しかしながら、資料1におきましては、自己改革を基本とした取組とすることの記載が一切ございません。そういう意味では自己改革を基本にして今後の改革は中心として据えるべきであるという思いで、私も今自らのこと、自主自立の中で改革を進めてまいりたいと、そういう意味での協同組合組織であるということをつとご理解賜りたいと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、武内委員お願いいたします。

○武内委員 私は前回再生可能エネルギーを例に省庁連携をもう少し幅広に進めていくことが必要で、とりわけ食料・農業・農村基本計画の中では、農業・農村の立場からそれを推進していくことが重要でないかというふうに申し上げたわけですがけれども、それとやや関連して、今日の特に農村の振興に関する施策の中で、もう少し政策連携を進めて

いただきたいという分野について3つ申し上げたいと思います。

1つは、生物多様性分野との連携でございます。ご承知のように、我が国は生物多様性条約に参加しておりますけれども、この条約は3つの大きな目的がございます。1つは生物種を守るということ、2つ目が実は生物資源の持続的利用ということで、これは農林水産業と極めてかかわりの深い分野でございます。COP10では、そのこともあって「SAITOYAMAイニシアティブ」というのを日本政府が提案し、現在も世界的なネットワークを展開しているところでございます。

ちなみに、3つ目がABSということで遺伝資源の公平な利用と利益配分ということで、これは近々発効するということになっておりまして、我が国はまだそこに批准できない状態であるというようなことで、これも非常に大事なテーマであると思っておりますけれども。

2番目のことと関連して、私生物多様性国家戦略というものの議論の取りまとめをしたことがございまして、そういう中で特に生物多様性条約、2番目の目的について余り重要視されていなかったんですけれども、これを重視しようということで、生態系サービスが結ぶ都市と農村というふうな形の概念を自然共生圏という概念として提案をさせていただきました。それで生態系サービスを都市の住民に提供し、そして都市の住民は、それに対するいわばサービスを受けたものとしてのしかるべき行動支援を行うということで、最近よく言われていますPESというのが、エコシステムサービスに対するペイメントというものもそれに類した話だと思っております。そういうことの科学的な議論をするために、現在生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォームというのがつくられておりまして、これについては農林水産省の専門の方にも入っていただいております。そういうふうな議論を少し従来の都市農村の対流と交流みたいな話から、もう少し広く人間自然関係の再構築というようなところに持って行っていただけると、より議論がよくなるんじゃないかなということでございます。

2番目は、健康や豊かさ、あるいは生きがいといったものと、その食料・農業・農村施策をより深く結びつけていくということができないのではないかという点であります。

最近では介護保険制度が設けられましてから、いわゆる病気であるという人と病気でないという人とのカテゴリーに加えて、何らかの形で介護を必要としているという人と介護を必要としない人というのが識別できるようになりました。

その結果として、病気でもない、介護も受けていないという人がどのぐらいいるかということがわかってきたわけですが、それによると、これは概数ですが、大体

65歳以上で、これはもう超高齢者まで入れてですけれども、7割の人が病気でもなく介護を受けていないという、ニアリーイコール、いわゆる健康に生きているという——もちろん何らかの、例えば足が痛いとか何とかというようなことはあるかもしれませんがけれども。

かつ75歳以上でも5割になっているということでありまして、従来のいわゆる健康福祉施策というのは、どちらかというところ介護が必要だとか、入院している人のことを中心に議論がされてきたという。もちろん、それはそれとしてとても重要なことなんですけれども、つまり私が申し上げたいのは、まだちゃんと社会貢献できるという人がどうやって社会に参画していく、そして逆に参画することによって、より健康であり生きがいがあるという状況にしていくかという中で農業・農村の持っている役割というのは極めて大きいと思うんです。

こういうことについて、例えば、では農業に従事している人がどの程度今の健康人口との間に関係があるかというようなことは全然わかっていないわけです。これはやろうと思えばできる、そういう国土全体の膨大なデータがあるにもかかわらず、今それを調べていないので、例えば農業をやると、本当に健康になるのか、健康が維持できるのかというようなことについての必ずしも科学的な根拠がなくて、我々はそういうことをやっていれば長生きするんじゃないんですかみたいなことだけ言っているだけなんで、そういうことも少しデータも含めた、そういう相互関連の中で考えていくというような、これはぜひ次の施策の中に入れていただけるといいんじゃないかなと思っています。

3つ目が観光との連携。これは観光が従来は要するに団体観光、それから旅行社が企画するような、いわば既存のつくり上げられた観光からかなり個人ベースの観光、かつ何か名所旧跡を回るという観光から、むしろ日常的な、よく「異日常」といって、「違う日常」という言葉を使うんですけれども、異なる日常を体験する、文化を体験する、自然を体験する、そういうふうなものに変わりつつあるわけです。そのときに、そういうタイプの観光は本当は農村で極めて受け入れやすい、そういうポテンシャルがあるにもかかわらず、そういう目につなぐというふうな考え方をするんじゃなくて、何となくとりあえず農村に来ていただく場合はこういうメニューがありますよねというふうな形の提案にとどまっているんじゃないかという感じがするわけです。ですから、これも観光政策の全体のあり方を見ながら、どうやって農村に引き込んでいくのかという戦略として考えていくと、この議論がもっと深まりと広まりを有することになるんじゃないかと思っています。

海外の受け入れについても同じことです。そのニーズというのをきちんと把握しないまま外国人が来たらどうだとか、あるいは来なかったらどうだというふうな話をしているという段階にとどまっているということなんじゃないかと思っております。

次の団体の再編で萬歳会長の隣で話をするのは、とても勇気が要ることなんでしょうけれども、私は今この議論の中で一番大きなポイントは、先ほどおっしゃられた、要するにこれまでの農業委員会だとか農協だとか土地改良区、これはきちんとした格好で評価をし、正すべきところは正すということだと思んですが、もう一つ私大事だと思っているのは、ここの6月の農林水産業・地域の活力創造プラン、これの持っている基本的な欠落点があると私は思っているんです。これは何かというと、基本的にそういう既存の組織と戦う組織をつくって、どっちが安いかわかってみようじゃないかって、こういう感じなんです。それはもちろん効率化ということはきちんと図っていかなければいけないと思いますし、それから私は例えば法人における参入のあり方の見直し、資格要件。これは見直していく必要があると思いますけれども、私はそれよりも食料・農業・農村施策としてこれから展開すべきは、そうではなくて、それらのいろいろなタイプのステークホルダーです。企業ですとかNPOですとか、都市住民、これをお互いに競い合わせるというばかりではなくて、これが協調し得るような形の、そういういわば地域管理の体制づくりというのを考えていくということが重要なんじゃないかと思うんです。

そこで、むしろここで書いてあるいろいろなステークホルダーがありますけれども、そういうふうなものが一緒になって、例えば前回申し上げた再生可能エネルギーもここでみんなが共同管理していく、あるいは農業以外の観光、あるいは別の業態の企業、あるいは林業、水産業、そういったものを地域全体として統合的に管理していくという、この考え方をむしろきちんと出していくということをこういう議論の延長線上に位置づけていくということが、これは私は基本計画として考えていいことなんではないかと思うんです。何でもかんでも規制改革で全てがうまくいくということではないというところを、これは農村社会のあるべき姿としてきちんと考えていくということが必要なんじゃないかと思っております。

私自身が今それを「ニューコモンズ」なんていうような言い方をしているわけですがけれども、従来の閉鎖的な農村的なコモンズではなくて、もう少しいろいろなステークホルダーに開かれたコモンズがあって、そしてそういうものをどんどん受け入れる。そういう中で既存の団体についても、その中の一員として位置づいていくような新しい仕組みづくり

を考えていくというあたりが1つの将来の方向性になるのではないかというふうに私は思っております、こういう農協がいいか悪いか、農協と戦える人を入れるといいか悪いかというような、こういう何かそういう構造だけでこの議論をすべきではないのではないかというのが私が申し上げたいことでございます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

初めに申し上げましたように、4時30分ぐらいに一旦休憩をとろうかというお話でありました。議論も長時間に及んでおりますので、大変短いんですが、5分程度の休憩をとらせていただこうと思います。申しわけありません。

それで、講堂のこの時計で4時40分再開ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後4時35分 休憩

午後4時40分 再開

○中嶋部会長 それでは、再開したいと思います。

それでは、恐れ入りますが生源寺委員からご発言をお願いします。よろしくお願いいたします。

○生源寺委員 それでは、まず36条に関連することなんですけれども、余り具体的なコメントはないんですけれども、印象論的で恐縮なんですけれども、とにかく資料1、あるいは資料2-1、2-2を拝見いたしますと、非常に多くのメニューがあるわけです。恐らくこれは一部そういう形で書かれておりますけれども、総務省とか、あるいは文科省関係とか、ほかの省庁のものもあって、都市と農村の交流に多少とも関係ある事業が非常に多くあるような、こういう印象を受けます。これは本当に印象論で恐縮なんですけれども。

先ほど武内委員が少し切り口を幾つかご提示されましたけれども、もう少し何か整理ができないかなという印象があります。

これは、むしろ市町村のレベル、現場のレベルでこういったいろいろなメニューがある中で、これをどう使いこなしているのか、あるいは使うことがある意味では非常に難しいとか、そういうこともあるのではないかと思います。

非常に多くのメニューがあって、それなりにそれぞれが機能しているということはそのとおりだと思いますけれども、余りにも多くのメニューがあるということについては、少し考えたほうがいいかなという感じがいたします。

それと関連して、前回の委員の発言とのかかわりで補足の説明があった点で、農業の従事者に関して今日の推計でも雇用就農に関して言えば、かなり若い人が参入かつ定着してきているということだと思います。ここは本当に大事にすべき傾向、トレンド、新しいトレンドだというふうに思っております。これは食品産業、特に食品製造業が割と地域、地方に厚く立地していると思いますので、これと農業、この就業機会としての魅力と申すか、特徴というか、そういったことをきちんと伝えていく必要があるだろうと、こう思います。私時々申し上げるんですけども、大もうけはできないけれども、しかし安定をしていると。中には大もうけをする方もおられるかと思っておりますけれども、そういったこととか、生き物を直接対象にすることの難しさなり、あるいはおもしろさといったこと。逆に定着率という点では、いろいろ問題があるということも指摘されています。これだけ急速に雇用就農という形で受け入れるということになりますと、受け入れる側の固く言えば労務管理のレベルというものがある意味で追いつかないというケースもあるかもしれません。そのあたり、魅力と同時に若干なりとも問題点があるとすれば、それを改善していくようなことが必要だろうというふうに思っております。非常に大事なトレンドだと思いますので、ここはぜひお願いしたいというふうに思います。

それから38条ですけども、これは基本計画のレビューという観点からいいますと、まず第一に前回までの基本計画では、農業協同組合、農業委員会、農業共済団体、あるいは土地改良区、全部一括して記述されていて、そういう意味では非常に抽象的なことしか書かれていないわけです。もちろん、基本法そのものもそういう書き方ではありますけれども、基本法は宣言法といいますか、理念法ですから、それでやむを得ないとしても、基本計画レベルでは、それぞれについての課題なり、あるいは改善すべき方向をきちんと書いておく必要があるだろうと、こう思います。

特に農協と、それからそのほかの組織はかなり性格が違うと思います。土地改良法なり、あるいは農業委員会法なり、こういう法律で農政のある部分を担うということが定められている、こういう組織と――農協法もそういう面はありますけれども、協同組合の組織であるという、ここはかなり違うと思いますので、今後の基本計画の中ではどういう書き込みをしていくかというときに、まず第1に一括して記述するようなことは避けたほうがいいだろうと、こういうふうに感じております。

それから、農協についての議論が大変活発化といいますか、ヒートアップして、今多少休戦中ということかもしれませんが、私自身いろいろな形での議論を目にし、ある

いは耳にして感じておりますのは、農協組織には幾つかの顔、あるいは側面があって、どこに着目して議論しているかによって随分トーンが違ってくるような気がいたします。あるいは表面上はある事象について議論をしているように見えるけれども、その底流には別の切り口といいますか、側面に着目したような思いがあるのかなというふうに聞き取れる、あるいは読み取れるようなものもあるわけです。ですから、議論を少し落ちついた議論にするためにも農協の幾つかの側面を踏まえた上でさらに議論を深めていく必要があるかなというふうに思っております。

これは私の見立てでは、1つはもちろん協同組合であります。ただ、これも全国段階との連合会ないしは中央会という形と単協ということもありますけれども、もう一方でこれはもう以前から言われていることでもありますけれども、農業の事業という側面と、それから先ほど多少そういうご指摘もあったかと思っておりますけれども、准組合員がユーザーである、かなりのユーザーであるようなこういう事業、あるいは高齢者福祉とか、あるいはA-C O O Pとか、こういう地域の人々にとってのインフラサービスを提供しているような、そういう側面、両面があるということは間違いないと思います。

協同組合ということをも1つとっても、そういう複数の側面があるということがまず——これは委員の皆さんご案内かと思っておりますけれども、確認しておく必要があるかと思っております。

それからもう一つは、制度、政策への影響力を行使する、そういう組織という性格は当然あるわけです。かつての米価の決定のプロセスというようなことはもうありませんけれども、それでも制度、政策に対しての影響力は非常に強いということがあるわけでありませ

それで、これは例えば消費生活協同組合であっても、国会、あるいは地方議会に働きかける。特に食の安全の問題については、非常に有効な働きかけをした経緯があるわけであって、働きかけそのものを否定するというにはならないと思っておりますけれども、ただ、それがオープンな形で議論されて、集約なり収束していくような形であればいいんですけども、そうでないとすると、ものによっては、これは本当に特定の利害だけを得るための制度に対する影響力の行使というふうに見られるとすれば、これは税制上の優遇措置を得ている存在でもあるわけでありますから、厳しい国民の目にさらされるという面もあるだろうと思っております。

それから3番目は、これは今日の参考資料の中にも書かれておりますけれども、農業政

策の実行段階でかなり実際上関与されているわけです、農協、あるいは農協のマンパワーが。これは2番目の政策、制度への影響力の源泉という面もあるわけです。したがって、今議論になっております行政の安易な代行機関的な役割を押しつけないみたいな話は、これは実は農林水産省なり農政に対する問題提起でもあるというふうに思っております。

その点では、前々回申し上げたと思っておりますけれども、また今日若干お示しいただいておりますけれども、農業政策と農業協同組合の関係についてはもう少し整理をしていく必要があるかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、今の点に関連して私も10年ちょっと前の検討会の末席を汚したような記憶があるんですけども、これまでも議論されていることとして、政策への関与ということでイコール・フットィングということが言われていて、また今回も強調されています。このこと自体、私はそういう方向でいいんだろうと思っておりますけれども、もう一つ公的な役割を担う組織として農業協同組合が、これは協同組合、あるいは民間の組織であるわけでありまして、そこがふさわしいかどうかという視点がもう一つあるんだろうと思っております。これも以前この場で少しだけ申し上げましたけれども、農地利用集積円滑化団体に農業協同組合がなることもできると。これは法制度上そうなっていますから、農業協同組合がそれを担うことは制度上は全く問題がないわけでありまして、むしろ制度そのものがいかなものかなという感じは実は私しております、そのことを書いたりしたこともあるわけでありまして、イコール・フットィングの問題と同時に公平・公正な判断ができる主体としての要件は備えているかどうかというような観点も必要だろうというふうに思っております。

少しあちこちに飛びましたけれども、私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 36条に書かれている目的を達成する上で、市街化調整区域、これは都市計画法との関係がございしますが、例えば、直売所でありますとか農村レストランでありますとかといったようなものが農業施設ではないために実質的にはつくれないということになっています。都市計画法もいわゆる人口が大きくふえていく中で宅地の確保という観点からそういう市街化調整区域等々の線引きがされてきたんだろうと思うんですけども、むしろ今は人口が減っていく段階で、これをそのまま適用すると36条に書かれているような目的を逆に達成できないということが生じているということですので、ぜひご検討願

いたいということでもあります。

それともう一点、同じ農振地域、市街化区域の中で中間管理で農地を集約していこうとしているわけですが、農振地域の集約化ができないでいるといったことが都市近郊の農業を一生懸命やっている人からの指摘が出ていますので、この辺はぜひどこかで検討をお願いしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、団体の再編整備ということではありますが、農業団体間の競争条件の整備が競争だけでなくて協調も含めて整備が十分なのか。例えば、農事組合法人法というのは農協法の72条で規定をされている法律で施設の協同利用ということが主目的にされておりまして、これに関しては毎回申し上げておりますけれども、法律制定時になかったような大規模法人がたくさん生まれていて、生産資材の購買から生産の企画、集荷・販売まで自己完結している法人が機能としては農協のいわゆる営農販売の機能と同等の機能を持った組織が相当数出てきていて、そういったところと例えば農協との競争条件は果たして一緒になっているのか。私の経験でいいますと、設立から20年間は一切お前らには補助金を出さない、つけないということが地方自治体も一緒になってやられて、相当差別的な扱いをされた記憶がありますけれども、現状でどうなっているのか。そういう点検はなされているのかどうかということが1点ございます。

競争条件を一定程度、それぞれの例えば私ども有機とか特裁とかやっておりますけれども、これは総合農協ではなかなか扱えなかった分野なんです。ここに全国にもそういった類似の農業法人ございますけれども、そういったところはそれぞれの個性を生かして、例えば施設は逆に総合農協と一緒に利用し合うとか、既存の施設を生かし合うとか、敵対するだけではなくて競争するだけではなくて一緒にやれる部分もあるのではないかなというふうに思います。

アメリカあたりでは、新世代農協という従来と違った農協の形が形成されてきていますし、ここでは議決権が1人1票ではなくて利用高に応じて出荷が多い生産者は出資も多いとか、議決権も少し多く持つとか、そういった事例の研究も日本において、日本の今の現状においては必要なんじゃないかなという気がしております。

そういうふうに見たときに、いわゆる農地法に位置づけられた生産法人と農協法に位置づけられた農事組合法人、この法体系は現状のままでいいのかどうかということを非常に考えるんですが、この会を通してぜひ新しい視点での検討をいただければなというふうに思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員お願いいたします。

○小林委員 それでは、まず最初に第36条についてコメントいたします。

先ほど生源寺先生もおっしゃっていましたが、本当にいろいろなことをやっていらっしゃるんだなというのがこの資料でよくわかりました。それなりに進捗、あるいはその結果が出ているのはすばらしいことであり、また昨今言われています「何もやらないリスクというのは最大のリスクだ」というような観点からしますと、着実にやっておられていて、いいことだと思います。

ただ、体系立った大きな流れをつくるというイメージがなかなかわからないなと個人的に感じている状況でありまして、その意味でいろいろなことをもう少しきちんとやらなくちゃいけないんじゃないのかなという感じがいたします。

一番大事なものは、若い方、特に高校生のレベルなんかの人も含めて、食料問題や農業問題というのは、日本の最も大事なこれから克服しなきゃいけない問題の一つでありますよということを、学校教育できちんと教えていくということを、これはぜひ文科省なんかとも相談してやっていただきたいなと思います。

たまたまある高校で話をしてくれという依頼があり、高校生なんかに話をしてもという思いがあったんですが、対話形式なら結構ですと対話形式で90分やったんですが、彼らの問題意識も相当なものがありますよ。ぜひ若いときから、これが本当に大きな問題であると認識してもらいたいと思います。逆に言いますと、日本が持っている非常に限られた資源の中で、これだけまだまだ使い切れていないものがあるということで、次の飛躍のためにどうしてもこれを使うんだということで国民がみんな一つになるべきだと思います。

それと、新しく農業をやる方に対して、いろいろなインセンティブを、もう既にいろいろ出ていますけれども、これをもう一回整理していただきたい。都会から、あるいは田舎で生まれた方が農業をやるときのそれなりのインセンティブ、すなわちちゃんと生活ができ、やっていけますよというような絵をきちんと示していく必要があるんじゃないかという感じがいたします。

また、人口減少、あるいは高齢化の中で、ICTの活用が必要ですし、新しい農業機械で日本のいろいろな耕作機メーカーと一緒にやりながら、農業に従事している方のいろいろな意見を聞きながら新しいものをつくっていく。そういうことに対して、国のお金、あ

るいはインセンティブを出していくということで、魚じゃなくて釣り竿を出していくような思いでぜひお願いしたいなという感じがいたします。

それと、第38条の団体の件につきましては、僕は個々の権利はよくわかりませんが、農業というのは、私が言うのも何ですが、2つの側面がある。1つは産業としての農業、すなわち競争力のある農業という分野と、もう1つ国土保全という環境の分野での農業。この2つをきちんと頭の中で整理しながら、どういうふうにかような団体が関与すべきだということを整理すべきだと思います。

僕自身が産業界の人間ですので、例えば産業界というケースでいきますと、よく川の流れ、バリューチェーンという言い方をしますが、川上、これは物をどれだけ競争力のある値段でつくるんだ、川下、これはどれだけ高い値段で売るんだ、川中、これは物流であり金融であり、どれだけ効率のいい展開をするんだということで、全体として非常に強いラインができるということだと思えます。農業においても、個々の団体の方、皆さんがこういう大きな方針に沿って自分の組合が機能できるのは何だと、自分の団体が機能できるのは何だということを徹底的に追求していただいて、それで全体の産業としての農業を強くする、あるいは国土保全としての農業をきちんと守っていく、その辺はきちんと分けていく必要があるんじゃないかなという気がいたします。

いずれにしても、これからいろいろ議論があるんでしょうけれども、簡単に白黒とかゼロイチという世界じゃなくて、きちんとした方向はぜひ国民レベルでの議論を挙げてつくっていくべきと、そんな感じがいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員お願いいたします。

○香高委員 それでは、感想を述べさせていただきたいと思えます。

まず都市と農村の交流についてですけれども、様々な先生がもう既におっしゃっていますけれども、これだけメニューが多いというのは大変驚きました。いずれも、推進すべきメニューだとは思えますけれども、問題は予算との関係だと思います。これらの政策がどのような効果をもたらし、どれくらいの国費、あるいは地方のお金が投じられて、その先の政策につながっているのかどうか。まさにPDCAサイクルを全体として回すことの必要性が今は求められているのではないかと思います。

例えば、これまで余り効果が出ていなくても、たまたま中途半端な金額の投下だったが

ために効果が出なかったのか、あるいはやり方を変えれば、あるいはもう少し時間をかければ効果が出るのかどうか。もし見直す場合には、その辺の安易にお金と結果だけを見るのではなく、将来の農業のあるべき姿を念頭に置きながら慎重に見きわめていただくことをお願いしたいと思います。

その中で焦点を当てることとしては、若者の就農支援と女性の活用、それから海外需要の取り込みが重要になってくると思います。若者の就農支援の中では「田舎で働き隊」の定着率などを考えれば、当然強化する施策なのではないかと推測できます。外国人の観光誘致に関しては、グリーン・ツーリズムとか様々な資料を見させていただきますと、各自治体がそれぞればらばらにやっているような感じも見受けられます。海外へのアプローチでは国として、農水省として、これからどのような形で統一的に旗振りをするのか、この段階でもう少し方向感を明確に出すことが各自治体の活動をさらに深掘りする一助になるのではないかと感じました。

農業の置かれている非常に厳しい現実を見れば、支援を得やすいものではあるんですが、どれもこれもより、あえて焦点を絞って外に向けて自分たちの必死さが伝わるような政策アピールするというのも重要ではないかなというふうに思いました。

市場開拓については新しく始まりました医福食農連携というのは縦割り行政からの脱却とも言え、今後も引き続き推進すべき政策だと思います。

ただ、船頭が多くなると妥協の産物が生まれやすくなるというのが、いわゆる行政の常だと思うので、ここのところはひとつ農水省さんのほうにも踏ん張っていただいて、徹底的に妥協のない議論を各省庁とやっていただければなと思います。

1つ質問なんですけれども、資料3-3、「在宅高齢者の栄養状態」というところで、低栄養素とか低栄養素のおそのれの数値が非常に多く出ています。約7割ぐらいですか。この方々が低栄養素だという背景について、農業に従事されている方々も高齢者の方も多い中でこの数値がショッキングな割に分析がはまだ余りなされていないような気がします。その辺のところをぜひフィールドに近い役所として、もうちょっと分析に加わっていただければなというふうに期待します。

その上で、介護食品というたとえばここに出ていますゼリーとか、そういったものを拡充すれば何か低栄養素が解消されるのではないかという一本のレールが引かれやすいような懸念があるんですけれども、その背景というのはそれだけじゃないような気がするんです。その辺のところを例えば——野菜を高齢者が買いにくい状況があるとか、量が多過

ぎるとか調理がしにくいとか、何か様々な要素がかみ合っこのような厳しい状況になっていると思いますので、食のプロである現場の方々とこの辺の深掘りの議論をして介護の充実につなげていただければなと期待しています。

それからもう一つ、先日消費者庁の検討会が野菜などでも内臓や関節など体の部位へ効果があるというような表示ができるようにすべきとの報告書案を了承したんですけれども、ここでの議論でも科学的なエビデンスの重要性が叫ばれています。こういった（表示を充実させる）政策を進めるとするのは農業の高付加価値化、販売促進、公正な競争という意味で、うまくできれば非常に効果的な新たな視点になると思います。

既に糖度などの表示というのは幾つかの作物に導入しているところですが、できるだけ早くコストや技術など普及までの課題を克服していただき、消費者に新たな選択肢を提供していただきたいなと考えます。

こうした環境が整えば、現在輸出で強みになっている安心・安全と並び、科学的根拠というのが日本の農業の大きな強みになると期待できます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、市川委員お願いいたします。

○市川委員 市川です。農村の振興に関する施策について1点、団体の再編整備について2点述べさせていただきたいと思います。

農村の振興に関する施策、大きな資料の1ページのところ、都市農村の交流については多様なメニューが用意されております。その中で教育との連携について述べたいと思います。

私も20年東京におりまして、子どもたちも教育との連携というプロジェクトを3人体験してきております。その体験を通して、このプロジェクトは大変有効、有用なものではないかなと親として思っております。

ただ、子どもたちは非常にインパクトを持って受け入れているがゆえに、老婆心ながら多少気になるところもあるわけです。

例えば、資料2-2のスライド16というところの左下に「モデル地域の位置図」というのがあります。子どもの農村・漁村交流をモデル地域として受け入れている、どの地域が受け入れているかということプロットしているわけですが、例えば、農業なのか水産業なのか畜産なのか、また慣行農業なのか有機農業なのかとか、できればそういうよ

うなちょっと踏み込んだデータもあればと思いました。

「教育」と名前をつけるからには、受け入れてくださる農家の方々が適切な情報提供をするということがとても重要だと思っています。そういう意味においては資料2-1の5ページにあります農林水産省がグリーンの真ん中の囲みのところですが、一番最後の丸ポチに「地域のリーダーの育成」というものが書いてあります。このところは大変重要なところかなと思っています。

子どもたちに余りバイアスのかからない適切な情報提供というものがなされるように、ぜひきちんと目配りもしていただけたらと思っていますところ。

2つ目、団体の再編整備について述べたいと思います。

これは消費者、納税者として気になるところを述べます。

私は自分が農業をしていないので農協について詳しいわけではありませんけれども、新聞とかテレビとか、そういうような媒体を通して情報を得たり、あるいは座学で学んだりしています。三石委員や萬歳委員から農協の担ってきた大切な役割であるとか、それから地域になくてはならない存在であるとか、自己改革を進めていく渦中にあるというようなお話もきちんとお聞きして大切な情報をいただいたと思っています。その上で、今までの歴史を遡ると、地域になくてはならない、あるいは重要な役割を担ってきた農協であるけれども、いろいろなコスト、農産品や食料品のコストが高い理由の一つがそこにあるのではないかというふうに言われていると認識をしています。例えば、肥料であるとか農機具であるとか、そういうようなものを必要とするとき、農家の方にとっては非常に便利な存在、自分たちの欲しいものをすぐに持ってきてくれるというような存在であったかと思っています。ただ、独占禁止法が適用されないという、そういうような状況の中で高コストの体質があったと仮定をすれば、消費者としては、もしそういうような体質がなければ、どれくらいの恩恵を受けられるのであろうかという素朴な質問をしたい気持ちなのです。

、一般の企業と同じような条件で事業活動をした試算や研究、あるいはそういうデータがもしあれば、消費者の側に、あるいは納税者の側に一体どれくらいのメリットがあるのか、教えていただけたらと思いました。

2点目です。同じA3の大きな資料の3ページ目のところで、農業共済団体について真ん中のあたりに記載がされております。その団体数、役員数、職員数というところをつらつらと見ていきますと、平成25年の時点で職員数が7,902人、役員の方が3,450人という、この数字だけを見ると、とても素朴な疑問を持ちます。

2人のうち1人は役員という、こういう状況は適正なのか、それからなぜこういうふうになっているのか素朴に疑問に思っています。教えていただけたらと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

最後に、委員として私も一言発言させていただければと思います。

都市と農村の交流の項目については、私は法律としてエポックメイキングなことだっと思っております。戦後の都市と農村の関係を考えたとき、農村から人や金や土地や水を都市にいかにか提供していくかという、これが農業政策の基本だっと思うんですけども、1990年代から2000年の時代の転換点において、農村と都市の関係を見直して、ある意味都市から農村に対して何かの動きがある、そういう場をつくってきた役割があったんじゃないかなと思っております。ただ、もちろん、都市から農村に何かの資源がどんどん流れていくということではなく、交流という形で状況を実現してきたと思っております。

結果、今日のお話にもありましたように、非常に活発に動きが出てきたというのは、すばらしいことで、これが豊かな社会を築くと思っておりますが、検証の中で確認していただきたいのは、こういった動きに制度がドライブをかけてできてきたのか、それとも現場が創意工夫でどんどん活発にこういう状況を生み出してきて、制度はそれを後追的に状況を整備してサポートしてきたにすぎないのか、そこら辺は少し整理していただいてもいいのかなというふうに思っています。

時代は本当に変化していますので、地元、それから現場が生み出していく動きを決して阻害するようなことがないような、そういった制度の改革というのが求められると思っております。

一方で、こういう人口減少社会の中で特に人の獲得競争というのが私は都市と農村の間でさらに激化するんじゃないかと思っております。今日ご紹介いただいたのは、ある種のサービス産業だと思うんですが、サービス産業にも人材は非常に必要です。農村がこの状況を維持するためには人を確保しなければいけない。しかし、都市は多分強烈な勢いで様々な取組をする。この都市と農村の競争というものがまたアンバランスになってしまいうんではないかというのが懸念されます。それを規制で何かするというのではなく、農村がより一層力強くなるようなある種のイノベーションを起こす、そういった施策を行っていただければと考える次第です。

それから、団体のことについても一言申し上げますと、今般の制度の改革は団体の持続

可能性をきちんと評価して、そのために必要な措置をとるとのことだと思っております。それは社会的役割の観点からも評価が必要であります。政策の補完、そういった機能がどれだけ果たせるのかということがポイントであり、政策そのものが大いに変更されてきているので、団体の枠組みも必然的に見直さざるを得ないと思っております。そういった観点からも今後検討を進めていただければと考える次第です。

以上、本日参加していただいた委員からのご意見、それからご質問、これを発言していただきました。それでは、事務局のほうから順次ご返答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○農村振興局長 それでは、まず農村振興局から申し上げます。

まず最初の山口委員のご指摘でございます。

地域の若年層をどのように定着させるかという観点、ご指摘ございました。地域の若年層に地域に定着していただくためには、何より重要なのは地元で雇用、あるいは所得の機会を確保することだろうと思っております。そういった観点で、ご指摘の中にもありましたけれども、農業自体を魅力のある産業にしていくということ、それから関連する産業と連携した6次産業化を進める、さらには今日ご説明しました都市農村交流といった取組を通じて、そういう雇用、所得の機会を確保していくということが重要だと思っております。

そういう観点も含めて、私どもも大学、あるいは企業との連携といったことを進めてきておりますけれども、進んで地域、地元の教育機関との連携といったところを深めていくということにつきましては、関係省庁とも話をしまして、どういったことが対応可能か検討していくべき課題ではないかというふうに考えております。

それから、都市のシニア層の農山漁村への受入れというご指摘もございました。これはまさにご指摘のとおりでございます。UIJターン、定年帰農といった観点は重要な視点だということで、前回、あるいは今回もご説明申し上げましたところに触れておりますけれども、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。受入れ側にどういうニーズがあるのかといった情報をそういった定年帰農の志向がある方々にご提供するのですとか、あるいはご相談にのる、さらには受入れ側の地域の空き家ですとか廃校ですとか、そういったものに手を入れてご提供するといった取組に対する支援といった観点でも政策を講じているところでございまして、そういった観点で取組を進めてまいりたいと考えております。

それから、土地改良事業の予算というのはお二人の委員からご指摘ございました。どれぐらいの期間とるかということもありますけれども、とりあえず手元にある資料で申し

ますと、農業農村整備事業の当初予算でございますけれども、平成21年度は5,772億円の予算がございました。これが平成22年度に大きく減りまして、2,129億円となりました。2,129億円というのが22年度、23年度、24年度と続きまして、平成25年度に2,627億円、平成26年度には2,689億円というふうになっております。

それから、都市農業に関するご指摘が松本委員からございました。生産緑地制度に関してのご指摘がまずございましたけれども、これは松本委員、よくご案内でございますけれども、生産緑地制度は国交省の専管事項でございます。ご指摘のとおり、生産緑地として指定されているところの多くが指定されてから30年を平成34年度に迎えるということになるかと思えます。その後どうするのかといったことにつきましては、生産緑地制度を所管する国交省にも委員の問題関心を伝達いたしまして、私どもも都市農業、都市農地を所管する観点から検討に参画できればというふうに思っております。

それから、藤井千佐子委員から、さまざまな施策を講じているけれども、所得と雇用の確保にどれぐらい結びついているのか検証しなければならないのではないか、こういったことを一過性のものに終わらせてはいけないということについてご指摘がございました。まさに重要な視点でございまして、私どもも従来の指標、今日お示ししたような指標がございまして、そういったことが必ずしも十分だとは考えておりませんで、検証としてどういったことができるかということも含めて、委員ご指摘のような点も重要な指摘として受けとめて検討してまいりたいと思えます。

そういった中で、特に人手不足がこれから深刻化する中で、こういった取組を移住・定住といったところに結びつけるような、そういうことができるのかどうかという観点のご指摘もございましたけれども、まさにそういった懸念と申しますか、人口が減っていく中で、農業だけではなく6次産業化、さらには都市農村交流といったことも所得・雇用の確保に結びつけることによって農村地域の活性化を図っていくという観点でございまして、その際、女性、あるいは地域の内外の若者、地域の高齢者の方々、そういったさまざまな人材のポテンシャルをより一層活用するということによって、そういう取組を推進してまいりたいと考えております。

それから、萬歳委員からも都市農業に関するご指摘がございました。ご指摘の中にごございましたとおり、都市農業に関しましては、これまでさまざまな検討が行われ、提言も行われてきておりますけれども、ご指摘の税制、法制度面といったところがなかなか変わっていないというご指摘を受けております。この点は、これも委員ご案内のとおりでござい

ますけれども、特に都市計画区域内のなかんずく市街化区域内の農地の取扱いというのが制度上重要な論点となっておりまして、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域という性格上、市街化区域内の農地は届け出で転用が可能という状況になっております。これがさまざまな土地の価格の面にも反映され、あるいは税制面の取扱いにも反映されているということが基本になっているのではないかというふうに考えております。

このような問題意識ではございますけれども、様々な税制上の取扱いについてこれまでも対応してきたわけでございます。今後とも担当の国土交通省とも十分連携をとりまして検討を進めてまいりたいと思います。

これもお話の中にありましたように、与党において都市農業基本法についての検討という動きがございます。そういった動きも十分注視いたしまして、私どもといたしましても検討を進めてまいりたいと思います。

それから、武内委員から幾つかのご指摘がございましたけれども、介護の問題と関連づけて、介護、要介護でもなく、入院もされていないといった、そういった高齢の方もいらっしゃる、そういった方々に健康で生きがいを持って働いていただくためにはどうすべきかという点について、農業・農村の役割が大きいというご指摘がございました。ご指摘のとおりだと思います。

先ほどもご説明いたしました高齢者の役割というのも農山漁村の農業、あるいは6次産業化、さらには都市農村交流といった点で様々な役割を果たしていらっしゃる、そういった取組もございます。そういうことも十分参考にしながら、政策としてどのようなやり方が適当か検討したいと考えております。

それから、観光との連携につきましては、ご説明申し上げました中で、観光庁と連携をして「農観連携の推進協定」を締結して、それに基づいてさまざまな施策を講じているということを申し上げました。そういった視点で、観光は観光のプロの世界がございまして、そういったところのノウハウ、考え方、そういったことも十分踏まえて効果のある施策なり取組が行われるように努めてまいりたいと思います。

それから、生源寺委員から、また複数の委員から、さまざまな施策をやっているけれども、もう少し整理をしたほうがいいのではないかというご指摘がございました。今回、それについて若干試みをしてきたものが今回の資料にも若干ございます。まだまだ不十分な点のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますけれども、資料2-1の1ページでございまして、食料・農業・農村基本法には国民の農業・農村に対する理解

と関心を深める、健康でゆとりのある生活に資するということが掲げられています。これは今も重要なテーマであると思っておりますけれども、それが、農山漁村の活性化ということに役立つんだということ、要は、所得とか雇用の確保に資するんだということが強く出てくるようになり、そして、それが先ほどの藤井委員の指摘にもつながりますけれども、人口減少、高齢化ということが急速に進む中で、そういったことが今まで同様のやり方のできるのであろうかということが課題として言われてきているという流れであろうというふうに1つは整理をいたしました。

もう一つは、その次の2ページですが、一言で「都市農村交流」と言うけれども、これはいろいろあるのではないかと。一過性のものに終わらせないというのは、左側の一時滞在、日帰り観光とか、ちょっと観光農園でブルーベリー摘み取って帰っていくとか、それはそれで所得にもなりますけれども、それだけではなくて、宿泊型のものに、あるいは先ほどお話がありました子ども農山漁村交流といったものがありますが、そういったことに発展させていく、あるいは週末の田舎暮らしですとか、クライングアルテンといったこと、さらには定年帰農ということも含めて農村に定着をしていただくというような、そういうふうな発展のプロセスをたどっていくということが必要なのではないかとというふうに、様々な施策をこういった切り口で整理してみたということでございます。まだまだ現場の視点でどういったことができるのかという観点からすれば、様々な角度から整理を行っていく必要があるかと思えます。またご意見をいただきながら検討してまいりたいと思えます。

それから、近藤委員からのご指摘でございますけれども、農業用施設の転用のお話でございます。これは、ちょっと具体的な地域でどういった話があったのかということにもよりますので、その地域を見てみないとという面がございますけれども、一般論として申しますと、農地転用許可制度上、農業用施設、あるいは農畜産物販売施設といった施設については農地転用許可ができる施設ということに制度上位置づけられております。

それから、転用規制が最も厳しい農振農用地区域と言われるところでございますけれども、ここについての転用についても、一部でございますけれども、国家戦略特区制度に係る農家レストランについては一定の規制緩和を行うといったような措置を講じまして、必要な省令や命令の制定、それから通知の発出といったことを行って周知を図っているところでございます。まだ現場での周知が十分でないところがあるとすれば、そこは徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○経営局長 続きまして経営局でございますが、団体、特に農協・農業委員会、その他を中心にコメントをさせていただきます。

まず山口委員からいただいたご意見ですが、我々も基本的にそのとおりでございまして、これは企業でも農協でも時代の変化に対応して、きちんとした仕事の見直しをやっていくということが発展の基礎であると思っております。そういう意味でも議論は尽きているところが相当ございまして、先ほど見ていただきました資料1の2ページのところでも、平成12年、それから平成15年の農林水産省の研究会で言われていることと、今回、今年の6月につくられました活力創造プラン、あるいは与党の取りまとめ、基本的な方向性はほとんど変わっていないというふうに思っております。やるべきことは、もう大体見えておりますので、これをいかにうまく実践をするか、法制度として、それをいかに支えるかといったことではないかというふうに思っております。

特にその際、農業界とそれから経済界がいろいろな形で連携をする。これまでどちらかといいますと、対立構造で捉えられていたところも随分ございますけれども、この際連携をしてお互いに発展できるような道をきちんと模索をする。これが非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

それから、山内委員からいただきました協同組合ということの理念でございます。これはおっしゃるとおりでございますが、農協も協同組合の一つでございますから、農家の方が自分たちが農協の事業を利用することによってメリットを受けると。このためにつくった協同組織でございます。ただ、昭和22年に農協ができた時点と現在と相当農協を取り巻く状況、農業を取り巻く状況は変わっておりますので、これを踏まえた上で、どうやればこの農家、特に担い手農家のところにメリットが出るのかということの販売面、あるいは資材の供給の面でもきちんと追求をしていくということだろうというふうに思っております。

それから、農業委員会の関係で最適化推進委員の話がございました。複雑化するのではないかというお話でしたが、資料2-3の88ページをご覧いただきたいと思います。これは与党の取りまとめの中で農業委員会について書いてある部分ですけれども、88ページの1の(2)というところがございます。ここで現在の農業委員会が果たしている機能、大きく3つに分けております。1つは、委員が集まっていたいて、委員会として、例えば農地の権利移動の許可をするですとか、こういった決定行為を多数決でやるということが

1つございます。

それからもう一つは、それぞれの委員の方が自分の選出母体の地域を中心として耕作放棄地が発生していないかどうか。あるいは農地の出物が出たときに、それを担い手等にうまく流動化できるかどうか、こういった地域での農地の関係の仕事がございます。これと農業委員会の事務局の仕事と大きく3つに分かれておまして、この観点で2番目のところ、各委員の方が自分の地域でもって耕作放棄地の発生を防止するとか、担い手に農地を集めていくとか、こういったことをやる仕事は決定行為を委員会としてやるものとは別に、次の89ページの4番のところですけども、農地利用最適化推進委員として置いたほうがむしろ機能に応じて仕事がうまく進むのではないかと、こういう発想で整理をされております。

言ってみますと、従来の農業委員会、このメンバーは会としての決定行為と個々の委員の地元での活動と一緒にやっておりましたが、これを委員会としての決定行為とそれぞれの地域での活動と分けていくという発想で整理をしているものが最適化推進委員というものでございます。

それから、三石委員からございました農協については、組織形態についてもそれぞれが自由に選択すべきものというお話がございました。単位農協、それから連合会、これはそれぞれ農家が集まって自由に農協をつくる、あるいは農協が集まって自由に連合会をつくるというものでございますので、基本的にこういった自由に選択をするという範疇のものだというふうに思っております。

今回の活力創造プランの中で組織形態について一部選択肢が入っておりますけれども、これにつきましても個々の主体がきちんと判断をする。そういう意味で自由に選択をするというレベルのものというふうに思っております。

それから、既存の農協に合致するかどうかということではなくて、従来の農協法でできないこともやるようにした方が良いのではないかというお話もございました。今回、法制度についても手をつけていくということになりますが、そのときに協同組合としての枠組みというものがございます。農協の場合には農家の方がつくって利用することによって農業をもっとうまくやる、農産物を有利に販売する、あるいは資材を安く調達するといったことに貢献するのが農協の本来のあり方でございますので、あくまでもその枠内でどうすれば時代に合った形になるかという議論ということを考えているところでございます。

それから松本委員からございました農業委員会の関係ですけども、現場目線で特に頑

張っている人の理解が第一だというご指摘でございます。これはまさにそのとおりだと思っております。農業委員会の活動状況を見てみますと、本当に一生懸命やっているところとクエスチョンマークがつくところと、地域によってかなり差がございますが、うまくいっているところは、その地域の中心的な認定農家の方とか、この担い手の方が農業委員のメンバーになっていらっしゃるって、その地域全体の農業をどうやったら農地の話がうまくいくかという観点で活動していただいているところが非常にうまくいっていると思っております。こういった活動がうまくできるようにするという観点でこの農業委員会の法制度についても見直しを検討するというところでございます。

それから、藤井雄一郎委員からございました話ですけれども、特に改革を進めるときに若い方、それから女性の方の声を入れてというお話でございます。これもまさにご指摘のとおりだと思っております。先ほどの資料2-3の7ページ、1つのページの中に2枚入っておりますが、上のほうに右下が8ページ、上のところは7ページでございますが、この組合員の年齢構成を見ていただきますと、上の四角にありますように、70歳以上の方が現在の農協の正組合員の4割を占めております。この方々は、早晚農業からリタイアされるということになるわけでございまして、この次の若い世代の方々が農協を本当に使うかどうか、こういった話になってくるわけでございまして、農協がこれからも安定的に事業をやっていくということを考えますと、この若い世代の方、あるいは女性の方の声をきちんと聞いた上でどういう仕事の仕方をすれば農協が発展していけるのか、農家にとってメリットが出るのか、これを考えることが基本中の基本であるというふうに我々は思っております。

それから、もう一つは農地の情報でございますけれども、今日の資料に入っておりませんが、昨年の秋の臨時国会で農地中間管理機構の法律ができております。このときに農地法を改正いたしまして、農業委員会については農地基本台帳、これをつくって、これもインターネットで公表すると、特に電子地図の形で誰でも見れるようにするというのも法律上義務化を図っております。これは、例えばAさんという方がどこの部分の農地を使っているか、これが図面できちんとわかるような仕掛けでございまして、現在、これは全国統一的なシステム整備を進めておりますので、これが整備されれば、全国どこでもどなたからでもこの情報が見られるという状況になってまいります。

それから、藤井千佐子委員からでございますけれども、団体の事業について、農業にとって、それから農業者にとって必要なものを絞ってきちんとやっていくべきではないかと。

これもご指摘のとおりだと思います。農協は民間組織でございますので、農協法に掲げられている事業の中で自由に選択できるということになりますが、特に農業委員会のほうは、地方公共団体の独立行政委員会でございますので、ここについてはいろいろな仕事を今やっておりますけれども、本当にその地域の人と農地の問題を解決する上で意味のあるところ、ここに重点的に絞って農家の方にもその成果がきちんと見えるような形で仕事が進むように整備をしたいというふうに考えております。

それから、萬歳委員からございましたけれども、これまでの農協の活動についての評価はないのかというお話がございましたので、資料2-3をご覧くださいと思います。

農協につきましても相当頑張っていたでいて、いろいろな成果を出していただいているというふうに我々思っております。例えば、この4ページのところ、これは中央会が相当旗を振っていただいで農協の数が相当減ってまいりました。現在、総合農協の数で700近くということで、1つずつの農協の経営規模は相当大きくなって、経営体制も相当しっかりしてきていると、こういうことでございます。

次の6ページをご覧くださいますと、一方で農協の組合員の数ですけれども、正組合員というのは農家の方、准組合員は農家ではなくて、その地域に住んでいらっしゃる方で農協に出資をされた方でございますが、左側のほう、昭和35年当時を見ていただきますと、この准組合員は正組合員の13%にすぎませんでした。一番右側を見ていただきますと、今は准組合員のほうが正組合員を上回るという状態になっております。

こういった状況の変化をどう見るか。それから、先ほど見ていただきました組合員の年齢構成がこれだけ高齢化をしている。これは次の世代にとって農協がどんな意味を持ってくるのかということがございます。

それから、次の8ページのところから農協の事業が書いてございますけれども、残念ながら農協の取扱高、これは全体の農業の算出額も減っておりますけれども、シェアで見ましても農協の取扱シェアがだんだん下がっている。

次の9ページをご覧くださいますと、資材、肥料、農薬ですが、こちらについても扱いのシェアは落ちていると、こういった状況にございます。こういったところをこれからどういうふうに改善をするかというのが大きなポイントになってくるということでございます。

それから、飛ばしまして24ページをご覧くださいますと、いろいろな改革の提案は農林水産省でもやってまいりましたけれども、現時点でも24ページを見ていただきますと、農

家の方にアンケートをとりますと、販売力をもっと強化してほしい、あるいは資材については価格を下げしてほしい、こういった意見が圧倒的に多く出てくるということでございます。

それから26ページをご覧くださいますと、「優良な農協はないのか」というご指摘もございましたが、これは10年ぐらい前から農林水産省のほうで各種の経済事業について優良な取組をやっている農協を調査して、これはホームページでも発表しております。そこに書いてございますように、三ヶ日農協から始まりまして、いろいろなところが独自の買取販売をしたり、いろいろな工夫をして農家のメリットを大きく、それらの取組をやっているだけでございますけれども、なかなかこれが横に広がっていかないというのが1つの問題点であろうかというふうに思っているところでございます。

それから、萬歳委員からは自己改革が基本だというお話がございました。これはもうおっしゃるとおりでございます。特に単位農協、それから連合会につきましては、これはもう民間の組織でございますので、自分たちで考えていただいてどんどん進めていただく。そういう意味では、改革の基本方向はもう10年ぐらい前から明確に出ているわけでございますので、一日も早く実践をしていただいて成果を出していただきたいと、こういうことになります。

それで、資料1の2ページのところでも黄色い部分の一番下のところに5年間を農協改革集中推進期間として、この間の自己改革の実行を強く要請ということで、この資料の中にも自己改革が基本であるということは明確に書いてございます。自己改革を基本としながら、それが円滑に進むようにする観点から法制度のほうの整備もあわせて行くと、こういうことでございます。

それから、武内委員のご指摘でございますけれども、私が理解不十分かもしれませんが、今度の活力創造プランで言われていることが外部からどんどん農業の主体を入れて、これが農協と競争するということでも必ずしもないというふうに思っております。

実際の耕作放棄地の状況等を見ますと、地域の農家の方、あるいは農協ではその地域の農地が全て管理できないというところもございますので、これは参入したい企業の方、あるいは若い方、そういう方を含めて、どんどん参入していただくことが一方で必要になるというのは間違いございませんが、新規参入される方々と、それから既存の担い手の方々と、これがきちんと協調しながら、その地域の農業をいかにして発展させるかというのが今回の活力創造プランに書いてある中身であるというふうに我々理解をしているところでござ

います。

それから、生源寺委員からございました労働力の観点でございますけれども、ご指摘のとおり、雇用就農、これがふえております。農林水産省では平成24年から独立して農業を始める若い方に青年就農給付金150万円を5年間という支給をやっておりまして、これと雇用就農の助成と、平成24年度から両方をかなり強化して進めています。これからのことを考えますと、特に自分で独立をして農業を始める場合には土地も借りなきゃいけない、それから機械も調達しなきゃいけない、非常に難しい問題がいろいろございます。これが雇用就農の場合には、大学を出た方、あるいは企業をやめて農業に参入したい方、こういう方々が法人経営の農業者のところの雇用者になって、従業員という形になってすぐ始めることができる。ある程度ノウハウを身につけたところで、その法人の役員になっていてももちろんいいわけですし、そこで独立をして自分で農業をやるということも当然ございます。

そういう意味で、雇用就農、ここについてはさらに力を入れて進めていかなければいけないというふうに我々も考えているところでございますし、特にその際にご指摘がございましたように、法人が雇うということになりますと、雇用条件、労務管理をどうするかと、これも非常に重要な問題でございます。現在いろいろなプロの方と労務士の方とか、いろいろな方と情報交換しながら、法人経営のところの労務管理がより適切にいくように優秀な方が農業法人の従業員としてもっと来ていただけるように、いろいろな取組を進めているところでございます。

それから、団体の関係で、農協とそれ以外の団体の性格が異なるというご指摘がございましたが、これはおっしゃるとおりだと思います。農協につきましては、あくまで経済的な活動をやる民間の団体、これが基本的な構成でございます。これに対しまして、農業委員会ですとか農業共済組合、これは事務費等も相当出しております。公的な色彩を相当強く持った団体でございますので、これはきちんと分けて整理をしていく必要は当然あるだろうなというふうに思っております。

それからJAについて議論をするときに、JAに幾つかの顔があるというご指摘もございました。これもそのとおりだと思っております。今回の活力創造プラン、あるいは与党の取りまとめに書いてございますのは、基本的に農業者の協同組合としての側面、これに一番力点を置いて農協がどうあるべきかということを整理しております。農業者の協同組織ですから、農家の方、特に担い手農業者にいかにメリットが出るようにするか、これ

がまず第一であるというふうに考えております。

それから、政策への関与の問題でございますけれども、これも資料を見ていただきますと、先ほどの資料2-3の23ページのところになります。23ページのところは、その前の22ページから続いておりまして、平成15年3月に農林水産省がやりました農協についての研究会の結論を書いた部分でございます。このときに行政と農協の関係をどうするかということはかなり整理をしております。この平成15年以降、補助金含めてここはこのラインでもって農林水産省の行政は進めてきております。①で書いてございますように、これまで行政のほうで農協を安易に利用してきたと、そういう側面もあって、これは反省をしなければいけないということで②に書いてございますのは、「安易な相互依存にならないよう、まずはその役割を明確に区分けした上で、適切な協力・協調を行っていく」、それから「農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットィングを確保する」と。補助金の関係でも、従来は個々の農家にお払いする補助金を農協経由でなければ払わないという補助金もございましたけれども、そういうものはもうやめるという話にしておりまして、23ページの欄外のところに書いてございますけれども、これ以前は全農経由で農家に行っている補助金というのは2,700億円、直接支払いのもの等ございましたけれども、これが24年度には11億円に減少していると、こういうことになっております。

農協は基本的には民間組織でございますので、公的な役割を当然に果たすということにはなりません。こここのところは28ページのところに資料として整理をしたものを幾つか載せてございますけれども、一番上の農地利用集積円滑化事業、あるいは農地中間管理機構の業務委託を受ける。こういったことをやる際には、市町村長の承認、あるいは都道府県知事の承認を受ける、こういったきちんとしたコントロールのもとで不公平にならないように配慮をしながら仕事をすると、これが1つのルールであるというふうに考えてございます。

それから、近藤委員のほうからご指摘がございましたけれども、農事組合法人と農協とが本当にイコール・フットィングになっているのかというご指摘がございました。今見ていただきましたように、平成15年からここがイコール・フットィングになるように国としては十分注意をしているつもりでございますけれども、各県段階、市町村段階でいろいろなことがあるかもしれません。個別のことがございましたら、ここに付きましてはいろいろなルートで是正を図らせていただきたいというふうに思っております。

それから、農地法の農業生産法人と農協法の農事組合法人の関係の整理が必要だという

ご指摘がございましたが、まず農協法に基づく農事組合法人は、これは農業者がつくった組織に法人格を与えるものでございます。有限会社、あるいは株式会社と同じように、農協法に基づいて農事組合法人を法人としてきちんと位置づける。これがこの法律の性格ですけれども、一方で農地法に基づく農業生産法人と呼ばれているものは、これは法人格の付与ではございません。株式会社なり、あるいは有限会社なり、あるいは農事組合法人という法人格を持ったところが農地を所有するためには、こういった要件は満たしてくださいということを書いてあるのがこの農業生産法人でして、これは法人格をここで付与しているわけではございませんので、その点をご理解いただきたいというふうに考えております。

それから、小林委員からご指摘いただきましたことですけれども、我々は産業としての農業政策とそれから地域政策としての農村政策、これはきちんと分けていこうということで考えてございまして、先の通常国会におきましても、そこをきちんと分けて農業の産業政策としての直接支払いどうするかとか、それから多面的機能、農村政策としてどうするか。これきちんと分けた法律をつくったところでございます。

産業政策としての農業政策については、これは競争力をきちんとつけていくと。輸入品に対抗してきちんと国産の需要を拡大してやっていけるという体制をつくるということが非常に大事でございますので、そういう観点からもこの農協の改革、あるいは農業委員会の改革をきちんと成果を出さなければいけないというふうに思っているところでございます。

それから、市川委員からご指摘ございました独禁法の適用除外がなければ農産物の価格はどうなっていたのかという話でございますけれども、これはそういう資料を直接持ち合わせておりませんが、末端の食料の価格につきましては、市場経済の中で決まっておりますので、特にそれで割高になっているという話は基本的にはないと思います。問題は、例えば資材の価格が農家から見て十分安い価格でもって提供されていない。その結果、農家の手元に残る所得が余り高くない、これが1つの問題です。

それから農産物の販売におきましても、現在の農協の販売の仕方は多くのものは市場出荷が中心でございます。農産物の販売高8兆円ぐらいですけれども、消費者が食料品に払っているお金は90兆、100兆円近くあるわけです。この分をいかに農村のほうに取り込むか、そういう販売の工夫を農協にもやっていただきたい、これが今回の改革の趣旨でして、そういう観点で農家にもメリットが出る、それから消費者にメリットが出るような流通の

改革にも貢献していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それから、共済団体の役員、職員の話がございましたけれども、これで見ると、職員2人のうち1人が役員だというご指摘ございましたが、これはダブルカウントはございませんので、職員と役員は全く別です。役員のほうは農家の代表の方が非常勤で選ばれてその協同組合の運営に当たっていると、このパターンが多くございますので、そこでコストが大きくかかっているという話ではございません。

以上でございます。

○食料産業局 すみません。食料産業局に1点だけ香高委員から介護の関係の低栄養のところの背景なり一本道かというご指摘ですけれども、これは今日の資料の提出の趣旨が新たな需要の開拓という分野についてのご説明ということで、研究会自体、昨年10月に立ち上げて厚労省さんにもオブザーバーで参加してもらって、介護食品のあり方とか定義とか、そういったものを考えていく研究会を立ち上げたところで、その中で嚥下不良とかいった食の機能だけじゃなくて、低栄養といった、そういった問題も存在するといったことをお示しし、射程として少し広目にとっていきたいと思います。それで、そこにどういうニーズがあるか、あるいはどういう形で名称なり表示、提供していったらいいかといったことを研究しながら、介護の食品の市場をどんどんつくっていきたくて。そういった流れの中でのご説明をさせていただいたということでございます。

○生産局生産振興審議官 藤井雄一郎委員から大麻の件についてご提示ございました。ご承知のとおり、大麻につきましては、大麻、テトラヒドロカンナビノールというんですか、THCと略されていますが、そういう幻覚を呼ぶ物質が入っているということで、大麻取締法に基づき厳格に規制が行われておりまして、栽培しようと思ったら、これは都道府県知事の免許が必要になります。それから栽培の目的も伝統的な、産業利用として伝統的、例えば使われております神社のしめ縄でございまして、あるいは下駄の鼻緒とか、そういう伝統的にほかに代替がきかないといったものに限って免許が出るというふうにもなっているというところでございます。

おっしゃるとおり、近年、ただTHCの含量が非常に少ない、あるいは全然ないものが育成されてきた、あるいは品種が見つかったといったことで、これを地域おこしに使いえないかといった議論が北海道を含め行われていることは承知してございます。

要するに、大麻は早く育つものですから、もともとの繊維だけじゃなくて、バイオマスに利用するだとか、土壌改良に利用するとか、あるいは建材に利用するとか、そういった

用途が考えられているようでございますけれども、この大麻取締法を運用している厚生省からいたしますと、幾らTHCがないものでも抽出に抽出すれば低くてちょっと出てきてしまうとか、あるいは掛け合わせると容易にもとのとおりTHCが体にできてしまうということもあって、産業利用について急に規制を緩めてやるということについては非常に慎重に臨まなければいけないという強い態度で厚生労働省はいらっしゃいます。

ただ、一方で以前ずっと昔栽培されていたという伝統もございまして、そういった地域おこしに利用されるという動きについては、農水省としても、これは注目をしていかなくはないと思っておりますし、実はさきの国会でもそういったことで議論が行われてございますので、今後とも見守ってみたいと思っております。

○環境政策課長 武内委員から生物多様性の持続的利用という考え方を都市農村交流にもっと取り入れるべきとの御示唆ですけれども、その一環としまして、エコツーリズムとグリーン・ツーリズムの協力、あるいは世界農業遺産の活動を通じて都市住民が生態系サービスを利用するという動きが始まっております。このほか生態系サービスなどの自然資本といった概念が都市側の住民、企業にも認識されやすくなるような経済的評価にも取り組んでおります。エコシステムへの支払い、ペイメント・フォー・エコシステムを含む自然共生の概念を農村振興にこれから役立てられるよう、環境省ほか関係企業、経済連も含めて、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。お時間があれば、もう何人かの方にご発言いただこうと思いましたが、残念ながら時間が来てしまいましたので、もしまだご発言いただきたいということがあれば、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

本日で検証については終了し、企画部会としては一区切りになりますので、最後に皆川次官のほうからご意見をいただきたいと思っております。

○事務次官 今回までで検証作業が一応一段落ということで次のステップにまた入っていくわけですが、今日の農村振興なり団体再編というのはマスコミ等々でも今非常に注目されている課題だったのではないかなと思っております。

食料・農業・農村基本法上は農村の振興というようなことになりますが、今最近マスコミでにぎわしているのは人口の急減と超高齢化、またそれにいわゆる東京と地方との関係がどういうふうに関係するのかということで注目をされているわけです。

そういった問題に対応する本部が政府にもできるんだということになっていまして、こ

これは安倍総理の命名なので余り文句は言えないんですが、「まち・ひと・しごと創生本部」というのができると。何で村じゃないのかなとちょっと思ったんですが、それは言わなかったんですけども、「まち・ひと・しごと創生本部」というのができて、そこでまさに国と地方との関係、また全体としての人口減少、地方のいわゆる活力をどういうふう再生するのかということ省庁の壁を超えてやっていこうということになっています。そこで私どもは当然農村振興ということ大きな我々の責務としている役所でありますので、かなり多くの問題について我々から積極的に提言をしていかなきゃいかんというような思いでございます。

あちらの内閣官房のほうにできる本部にも我々から人間も出して、そこに我々の思いも注入していけるようにしていきたいというふうに思っています。

この問題、今日ご覧いただいただけでもいろいろなメニューがありますねというお話がありましたけれども、1つのキーワードは、農林水産省だけでできるかということ必ずしもそうじゃないと。これは各省連携ということが非常に大きな課題だろうと思うんです。そういう意味での農村振興でなきゃいかんと思っていますし、農村振興の裏側には地域で行われるまさに基幹的な産業としての農業なり6次産業化ということもそこに大きくかかわっているということなので、かなり今回の全体の基本計画の策定の——今回の場だけじゃなくて、これまでご議論いただいたようなことが多分国全体としての本部での議論でも大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一点、団体の再編整備ということについても今日活発なご議論いただいたんですが、私どもとしては、それぞれの団体ごとの抱える課題というのはそれぞれ個々にありますし、また位置づけも違うということで、そこはこれまでのような、何か飲み込んだような抽象的なことではなかなか済まされないことを含んでいると思っています。特に農協改革が非常にクローズアップされているわけですが、我々とする、これは奥原経営局長からも言いましたけれども、自己改革ということがちゃんとみなされるようなプロセスを踏みたいと思っていますので、ぜひ私どもとしては農協系統、まさに萬歳委員のおっしゃった、いろいろな新しい意見を聞く場だとかということ設けられるというふうに聞いておりますので、そこでの活発なご議論ということ踏まえて、当然来年の通常国会ということ控えた法案の提出ということもありますので、それにタイミングを合わせて積極的にご議論をいただいて、また私どもとの意見交換もさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これから、また新しいフェーズに入ってくるということでございますし、また聞くところでは部会での現地視察というのもあるやにも聞いておりますので、またそういったタペでお話をいろいろとできればありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 今後のスケジュール等につきまして、3点簡単にお知らせいたします。

1点目です。

部会長からご提案いただきました現地調査につきまして、7月29日から30日にかけて実施することといたしました。本日プレスリリースを行ったところでございます。委員の皆様方には、ご参加をよろしくお願いいたします。

2点目でございます。

次回、秋以降の企画部会では、これまでの議論も踏まえまして施策の具体的な方向、食料自給率目標や食料自給力の取り扱い、農業構造の展望と具体的な経営発展の姿などについてご議論をいただきたいと考えております。

9月の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては後日ご案内を申し上げることといたしますので、よろしく申し上げます。

最後であります。2月の企画部会で説明をいたしました国民からの意見・要望の募集の第2回目につきまして本日プレスリリースを行ったところでございます。これまでの企画部会での議論も踏まえて意見・要望について9月末までを期限として募集することとしております。また地方農政局などで実施される各種説明会などで把握した意見につきましても収集整理し、あわせてご報告をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後6時07分 閉会